

平成23年第1回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成23年3月3日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	9番	五十嵐辰雄君
2番	西村重之君	10番	会田瑞穂君
4番	守谷貞明君	11番	飯田勲君
5番	高橋一男君	12番	岩佐康三君
6番	中野敬江司君	13番	高木博文君
8番	今井利和君	14番	若泉昌寿君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	飯田修君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	鈴木弘一君
まちづくり推進課長	高野光司君
住民課長	木村克美君
福祉課長	師岡昌巳君
保健福祉センター所長	石塚稔君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	矢口功君
経済課長	菅田哲夫君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	飯田美代子君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	鬼沢俊一君
生涯学習課長	石井博美君
水道課長	福田茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	蛭 原 一 博
書	記 雑 賀 正 幸
書	記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成23年3月3日(木曜日)

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

議長(若泉昌寿君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長(若泉昌寿君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、5番高橋一男君。

[5番高橋一男君登壇]

5番(高橋一男君) 皆さん、おはようございます。私は、2点質問いたします。

その質問の前に一言、先月の22日に発生いたしましたニュージーランドの大地震が、現地時間午後零時51分、日本時間8時51分にマグニチュード6.3の強い地震が起きまして、大きな被害を受けました。特に南東の最大都市クライストチャーチを震源とする強い地震で、発生からきょうで10日目になりますけれども、これまで死者160人でございます。そして最終的な死者数は恐らく240人を上回るのではないかとということをおっしゃっております。その中でも日本人の語学学生たちなどが多くの犠牲者を出し、いまだに日本人28人の安否は依然わかっておりません。ぜひ一日も早い安否の確認をお願いするところでございます。被災に見舞われました皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

その前に、きょうは久しぶりに私も一般質問を行いますけれども、最近、傍聴席がちょっと空席が多かったのですけれども、久々きょうは大勢来ていただきましてありがとうございます。したがって、きょうは私の質問に対しまして、町長を初め各担当課の答弁も、やはり住民の目線に立ってわかりやすく答弁をしていただきたいと思いますと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、1点目の土地利活用についてでございます。

土地利活用推進協議会を平成22年6月に立ち上げ、6月25日に第1回目の協議会が開催されました。これまで5回協議を重ねてきました。この協議会は、旧利根中学校跡地、旧布川小学校跡地、旧東文間小学校跡地、そして立木地区町内町有地の約6.3ヘクタールの4カ所の利活用計画を策定し、協議を進めていくための土地利活用推進協議会で、議会から4名、土地所在地区からの区長から、あるいは商工会、農業協同組合、町内各種団体、住民代表など計27名の組織でつくられております。

まず、6月25日の第1回目の協議会は、初顔合わせでございまして、会長、副会長の選出、あるいはコンサルタント会社のランドブレイン株式会社、あるいは皆さんの自己紹介などがされました。

7月28日に第2回目の協議会が開催され、各委員から利活用について活発な意見が出されました。

9月27日には先進地の直売所の事例として、千葉県香取市の道の駅くりもと、風土村、匝瑳市のふれあいパーク八日市場など視察してまいりました。

特にふれあいパーク八日市場は、当初、昭和62年に市役所の駐車場で日曜朝市を皮切りに農業構造改善事業の導入を計画し、平成14年開設までに約10年の歳月がかかっております。平成21年度から指定管理者制度を導入し、匝瑳市とふれあいパーク八日市場有限会社が結び管理運営を行っているということです。

その中で特に私が印象的だったのは、1人の女性がリーダーシップをとって、そして大変な努力をされていることが印象的で感銘を受けました。利根町に果たしてこういう人材があらわれるのであろうか、私は大変難しいことではないかと、そのように感じております。

そして11月29日に第5回目の協議会が開催され、そのとき初めて学校法人タイケン学園の4年制大学の誘致と財団法人高齢者生活支援機構、この2社から説明を受けました。

特に学校法人タイケン学園の計画では、学生数は1,000人、利根町の経済効果を学校法人側の試算では1年目2億2,000万円、2年目4億3,300万円、3年目5億9,900万円、4年目7億6,400万円と試算されております。

利根町にとって恒常的な財源の確保や町の活性化につながるとして、2月14日の臨時議会にて全員賛成で可決されました。しかし、利根町としては学校跡地の利活用は大きな問

題であり、町民にとっても大きな関心があったにもかかわらず、町民への説明は全くなく、土地利活用推進協議会でも、学校法人タイケン学園側と財団法人高齢者生活支援機構の2社から数十分ずつ説明を受けただけで承認をいただいたとし、議会と行政で決定をしてしまったわけでございます。

町民は1月のとね広報を見て、初めて4年制大学の誘致ということを知ったわけでございます。本来であれば、町民に十分な説明で周知をし、理解を得た上で議会の決定するのが順序であり、そのことは決して開かれた議会とは言えないと、ここは我々も含めまして十分に反省しなければならないことだと、私はそのように思っております。

その中で、特に農産物直売所について何点かお伺いいたします。

まず、1点目です。直売所については、第三セクター方式と聞いておりますが、具体的に町長はどのように考えているか。また、竜ヶ崎市農協との参加協力、連携の話し合いについてお伺いいたします。

2点目、町民の声は直売所の計画に消極的な意見が多く、特に農家住民には反対の意見が多く聞かれております。町長はこの町民の声に対してどのように考えているかお伺いいたします。

3点目、直売所を経営した場合、当初から経営が順調にいくとは限らないわけでございます。例えば経営が赤字になった場合、どこが補てんをし、だれがその責任をとる考えているのか、その辺もあわせてお伺いいたします。

4点目、町長はこれまで旧利根中跡地に農産物直売所を公約として掲げたわけですが、年間売り上げ5億円で、6,000万円から8,000万円が町の財源になると目標を立てておりますが、これは今でもこの考えに変わりはないかということをお伺いします。

2点目です。公共事業の入札についてでございます。

利根町が発注する公共事業は、町の財政状況が厳しいことから、事業全体が縮小されているところでございます。しかし、少ない事業を公平公正に指名され、公平に落札されることが望ましい。また、地場産業育成の観点からも重視していくことが求められている。そこで何点かお伺いします。

1点目、利根町の場合、一般競争入札と指名競争入札のシステムのあり方ですね、それを伺います。また、指名委員会というのは何人で構成されているのか、その辺もあわせて伺います。

2点目、平成22年度のこれまで町内事業者と町外事業者の割合をお伺いいたします。

3点目、指名業者は利根町に本店・支店、これは事務所を含めてでございますが、そういうものがあるのか。また、事業予定価格によって業者のランクづけ、格付ですね、の方をお伺いいたします。

それから、最後に4点目、指名委員会を選んだ業者に、地場産業育成の観点から見て不公平との指摘がありますが、町長の意見をお伺いいたします。

1 回目は以上です。

議長（若泉昌寿君） 高橋一男君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 皆さん、おはようございます。1日から始まりました23年第1回の定例会、きのうに引き続きまして、議員の皆様方にはご出席をいただきまして、心より御礼を申し上げます。

それでは、1番通告、5番高橋一男議員のご質問にお答えをいたします。

一つ目の土地利用活用についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、ご質問の農産物直売所における町計画の中での位置づけを申し上げますと、まず、都市計画マスタープランの中で主要地方道千葉竜ヶ崎線沿いに、買い物や娯楽、さらには安らぎと交流の空間を持つ、魅力的でにぎわいのある商業地の形成を図るとしており、また、行政改革行動計画の中では、農協、商工会、関係機関などとの連携を図り、農産物直売所を中心とした活用を図り、町の活性化や産業の振興、自主財源の確保につなげると明記してございます。

農産物直売所につきましては、基幹産業である農業の振興や町のにぎわいづくりの拠点として、既に計画上に位置づけられております。

町といたしましても、町の活性化や農業の振興を図る起爆剤として農産物直売所を学校跡地活用の一つに考え、現在、議員ご指摘のとおり、土地利用活用推進協議会の中でご審議をお願いしているところでございます。

それでは、1点目のご質問の第三セクター方式の考えと、竜ヶ崎市農協との参加協力と連携の話し合いについてでございますが、土地利用活用推進協議会で優良事例の農産物直売所等の視察を行いました。運営主体のほとんどが自治体とJAや商工会などが共同出資で設立した会社、いわゆる第三セクターでありました。

このため、本町における農産物直売所の運営主体についても、一つの手法として第三セクター方式を土地利用活用推進協議会でお示したところでございます。

また、竜ヶ崎市農協との参加協力と連携の話し合いについてであります。土地利用活用推進協議会でも竜ヶ崎市農協職員の方にメンバーになっていただいておりますし、昨年12月22日には、竜ヶ崎市農協に出向きまして、宇田組合長と面会し、文書で農産物直売所の出店協力をお願いしたところでございます。宇田組合長からは、できる限りの協力はいただけるとのお話をいただきました。

次に、2点目の直売所計画に消極的な意見や多くの農家の反対意見に対して、どう考えているのかというご質問でございますが、農産物直売所計画については、冒頭申し上げましたように、町計画での位置づけや町の活性化や農業振興の起爆剤として開設していきたいと考え、旧利根中学校跡地活用の一つとして提案を申し上げたところでございます。

そして、土地利活用推進協議会にご審議をお願いし、さまざまなご意見等をいただいているところでもございます。この農産物直売所計画を実現していくためには、運営主体をどうするか、販売農家のネットワークづくりはどう進めていくかなど、実に多くの課題が山積しております。この課題一つ一つを検討して処理しなければ開設することはできません。そのため、平成23年度に新たに農産物直売所等開設準備委員会を組織しまして、この中で皆様のご意見を聞きながら、これらの課題の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の赤字になった場合の補てん責任ではありますが、ただいま申し上げました来年度の農産物直売所等開設準備委員会の中で、直売所の採算性についての検討や、適切な運営を図るための諸条件、例えば目標売上高、利益見込み、諸経費額など、それを把握して運営計画の作成を行っていくこととなります。これに並行して一番重要な直売所の運営主体をどうするかなど、検討をしていかなければなりません。

当然、運営主体が採算性などの運営計画を作成し、それに基づいて運営をしていくこととなりますので、その責任は運営主体に残るものと考えております。

最後に、4点目の年間売り上げや町の財源目標の考えに変わりはないかとのご質問でございますが、平成21年12月に高橋議員の一般質問で答弁申し上げた売り上げ目標や町への財源目標は、今の用途地域を変更した上で、旧利根中学校の敷地を含めて校舎や体育館、それに豊島ホールなど、今ある建物すべてを活用して、そこでの家賃収入なども想定した上での金額でございます。

正直、大変厳しい数値目標であることは、私としても認識しております。ただ、何とかそのくらいの財源を確保して子育て環境を充実させていきたいとの思いと、目標を高く掲げて、できるだけ高く掲げた目標に近づきたいとの思いからでございます。

このたび学校法人タイケン学園が旧利根中学校と旧布川小学校を活用した4年制大学開学という、本町にとりまして大変喜ばしい提案があり、平成21年12月答弁した当時と状況が変わってきておりますので、新たな計画を立てた中で、売り上げ目標などを設定していきたいと考えております。

なお、これらの計画についても、来年度組織する農産物直売所等開設準備委員会で検討していきたいと考えております。

続きまして、二つ目の公共事業の入札についてのご質問にお答えをいたします。

1点目から3点目の質問につきましては、担当の企画財政課長から答弁をさせます。

最後の4点目の指名委員会が選んだ業者に、地場産業の観点から見て不公平との指摘があるが、町長の意見はとのことでございますが、指名業者の選定に当たっては、利根町指名業者選定基準の規定に基づき、有資格者名簿に登録された者の中から、設計金額に応じた業者数を指名委員会が選定しております。

町内業者の選定に当たりましては、等級格付をしている工事は、発注工事の設計金額に

対応する等級に格付されたものの中から選定するとの規定がありますが、その規定にかかわらず選定をすることができるとの規定がございます。町内業者育成の視点から、その規定を適用しまして、公正に選定を行っているとの認識をしております。

議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは申し上げます。

ご質問の1点目の、一般競争入札と指名競争入札のシステムは。また、指名委員会は何人で構成されているかとのことでございますが、一般競争入札は、利根町一般競争入札実施要綱に基づき、建設業法第2条第1項に規定する建設工事のうち、設計金額が5,000万円以上の工事について実施することになってございます。

手続といたしましては、一般競争入札の件名、請負期間、入札方法及び入札場所などの公告を行いまして、入札書は郵送で提出いただくこととなっております。

この一般競争入札に参加資格がある者は、利根町一般競争入札実施要綱第3条に規定する有資格者として、一般競争入札を実施する当該年度の利根町入札参加者の資格等に関する規定第5条に定める有資格者名簿に登録されている者になります。

次に、指名競争入札は、地方自治法施行令第167条の2及び利根町財務規則134条の規定に基づき、設計金額が130万円を超える工事または製造の請負、設計金額が80万円を超える物品の買い入れ及び売り払い、設計金額が50万円を超える業務委託、印刷製本、その他委託契約に関して、利根町指名業者選定基準に基づきまして、利根町入札参加者の資格等に関する規定第5条に規定する有資格者名簿に登録されているものの中から、設計金額に応じた業者数を指名委員会が選定した後に、ご報告をして、町長に決定をいただいて実施しているものでございます。

同様に、入札書は、物品購入を除き郵送で提出をいただいております。

次に、指名委員会の委員数は、利根町指名委員会規定に基づき、原則として5名で構成をしております。

続きまして、2点目の平成22年度のこれまでの町内事業者と町外事業者の割合はとのご質問でございますが、平成22年12月末日までの落札業者の割合で申し上げますと、工事または製造の請負では、町内業者が62.5%、町外業者が37.5%となっております。

次に、物品の買い入れ及び売り払いは、落札業者は5件とも町外業者となっております。

物品の買い入れの内容でございますが、公用車購入が2件、ごみ袋購入、教育用振興備品及び共通事務用品購入でございます。

業務委託については、町内業者が40%、町外業者が60%でございます。

業務委託の傾向といたしましては、都市公園の維持管理、街路樹の薬剤散布及び庁舎等の清掃業務は町内業者が落札をしてございます。一方で、下水道認可変更業務委託、下水

道管渠実施設計など町内に委託できる業者がない業務は町外の業者になってございます。

続きまして、3点目の指名業者は利根町に本支店があるか。また、事業予定価格によって業者のランクづけはとのご質問ですが、最初の指名業者は本店・支店があるかのご質問ですが、利根町入札参加者の資格等に関する規定に基づき、町では町内業者、県内業者及び県外業者の三つに区分をしております。

町内業者の定義は、町内に本店を置く業者と、県内または県外に本店を置き、町内に支店または営業所を置く業者であり、その業者のうち本町に法人町民税を納税しているものを町内業者としてございます。こうしたことで、指名業者が利根町に本店・支店がない場合もでございます。

次に、事業予定価格によって業者のランクづけはとのご質問ですが、利根町入札参加者の資格等に関する規定に基づいて、土木工事、建築工事、電気・管工事、舗装工事及び造園工事に区分して、建設業法第27条の23に定める経営事項審査による総合点数により、土木工事と建築工事はAからEの五つのランクに区分しております。その他の工事については、AからDまでの四つのランクに区分して、等級格付を行い、設計金額に応じて等級に格付されたものの中から、利根町指名業者選定基準の規定に従って指名委員会において選定をしているということでございます。

議長（若泉昌寿君） 5番高橋一男君。

5番（高橋一男君） 今、町長並びに担当課の方から答弁がございましたが、まず、土地利活用についてですが、町長の答弁ですと、第三セクター方式と農協との連携について、農協の方は協力をしていただけるという答弁だと思いますけれども、この辺のところで、農協の方で協力というのはどの程度を協力というのか。協力だっているいろいろありますよ。連携するのか、出資してまで第三セクターに加わってくるのか、その辺までの協力と見ていいのですか。それとも、単純に協力はしますよということなのか。ただ協力では、私その度合いがわからないのですよ。

確かに町長は1カ月ぐらい前に行ったということも聞いています。それで、私も組合長、並びに農協の会長とお会いしまして、実際に聞いてまいりました。

その内容は、はっきり言って、町長が言うように、協力しますというだけの内容ではないのですよ。それ以外にもっと具体的な話が出たはずですよ。そうじゃないですか。

答弁では協力しますと、では何を協力するのか。私の聞く限りでは、組合長は今現在中田切で直売所をやっていますと。4年たつと、4年たって目標は1億円という目標でスタートしたものの、まだ実際そこまでいっていないですと。その中で今現在4年たっても生産者が5名か6名だと、その生産者がふえないんだと。なぜふえないのですか、採算に合わないからですよ。

それで、では農協はどの程度利根町に直売所をつくる場合には協力してくれるのですかということ伺ったところ、今のところ、話にはのりますよと。しかし、具体的に参加す

るとか、そういう話は一切していません。むしろ難しいですと、それで製品、品物、農産物も全農あたりから品物は到底回せませんよと、そういう話も組合長はしました。

私が、それでは、例えば単独で町で直売所をつくるとなった場合には、中田切の直売所はどうするんですかということも伺いました。そうしたら、我々は4年前に先にやっているんだと、そこへ後からすぐ近くに町が直売所をつくるとは何事だという言い方ですよ。はっきり言って。では利根町単独でやった場合に、中田切はどうします。我々は我々で規模拡大してやりますよと。お互いに直売所を近くで2カ所でやるとなると、これ大変でしょうと言ったら、組合長は、恐らく安売り合戦になるだろうなと、そういうことまで言いました。

そうすると安売り合戦をして一番困るのは生産者なのです。生産者。そういうことから、とてもじゃないですけども、生産者をどんどん活気づけるようにするには、やはりそういう今の状況、農協のやり方を見ていると、どうも生産者がふえないということで、その辺も組合長は、まず先に生産者組合をつくりなさいと、それが先じゃないですか。場所をつくって、では何を売るんですかと。

農協の場合は、今現在米の販売が年間2億五、六千万円売っているという話をしていました。ということは、現在3分の1は米の売り上げなのです。そういう状況で、協力しますという意味が、私にはそういうふうには聞き取れないのです。

それから、町長の公約の一つで数字を上げた、売り上げ5億円で7,000万円ぐらいの財源が入るという話の答弁に対して、町長は今このように言いましたね。体育館とかそのほかのもろもろのものを含めた家賃を含めた財源と言いましたね。しかし、この数字を町長が打ち上げたときは、直売所は、最初は学校法人というのはなかった話ですから、あくまでも5億円に対して7,000万円ぐらいの財源が浮くと、町に入るという話をしたので、今ここで家賃収入まで含めてと言われても、これはちょっと違うんじゃないですか。それは違うと私は思いますよ。

それで、2回目の質問で直売所の件に関して、生産者団体の育成についてどう考えているか、その辺、町長答弁してください。

それから、住民も、特に農家の人はかなり消極的な意見が多いのです。そういう人を幾ら直売所を私の公約だからといって、本当に住民の声を無視してつくっていいのかわか。その辺も住民アンケートをとって、みんなの本当の意見を聞いて、それに基づいて進めていってもらいたいのです。そのアンケートをとる考えというのはありますか、お願いします。

それから、直売所に関して、国、県の補助金は使えるのか、使えないのか。もし使えるとしたらどういう補助金なのか、その辺も含めてお願いします。

それから、もう2点、直売所、場合によっては、住民の声によっては直売所の計画見直しという考えはあるのかなのか、その辺も含めて。

それから最後に、これはちょっと今の段階でどうこうと言えないのですが、代表取締役は河内町の場合は町長がやっているということで、利根町も代表取締役は町長がやるのではないかという住民の声も聞けるので、その辺はどう想定してやっているのか、その辺も含めてお願いします。

それから、学校の改装工事ですね。この改装工事が議長の2日前の話を聞くと、4月ごろから入ると、そうしないと許認可の関係上、間に合わないという、これ住民に全く説明もなし、議会の結果の説明もしていない、決定したのも知らない、それでいきなり工事に入って、住民はびっくりしませんか。あなたたち何やっているのよ、もう臨時議会終わって決定しているのだから、私言ったでしょう、次の日に号外でも出せと、住民に知らせなさいと、順序逆ですよ。

それは担当課は一生懸命相手の立場を考えて、決定するまでは公表しないでくれという話があったといっていますけれども、それは相手の話であって、我々の立場としてみれば、住民に知らせなければならないのですよ。それで、今回の改装工事だって、二、三日前に来てそういう話をされたって、とんでもない、ああいうのは余りにも勝手な話でしょうよ。やるならやるで、住民にちゃんとこういう状況でこういう工事が入りますということぐらいは知らせてもらいたいなということです。

それから、入札の件ですけれども、一般競争入札、指名委員会は5名でやっている。これは構成はわかります。

そして、一般競争入札と指名競争入札、これ取手市の場合は一般競争入札が3,000万円以上ということになっているのです。3,000万円以上は一般競争、それ以下は指名と。そうしますと、利根町は5,000万円というのは、余りにも取手市と比較して高いんじゃないですか。5,000万円の事業は本年度幾つありましたか。ほとんど単年度事業ではないでしょう。ということは、一般競争入札がほとんどないということです。指名競争入札がほとんどだということ。これを何とかもう少し下げてもらって、取手市並み、あるいは2,000万円ぐらいに下げてもらって、一般競争入札をふやしてもらいたい。

その理由は、一般競争入札にした場合は、業者同士である程度たたき合いをします。そうすると、業者としては困る話なのです。しかし財源は逆に浮くんですよ。それで、一般競争入札でやらせれば幾ら浮いたと思いますか。そういうことも考えて、この5,000万円というのは、利根町にとっては高過ぎる。もう少しランクを下げてもらって、3,000万円か2,000万円ぐらいに下げてもらって、その辺で調整してもらいたいなということなのです。その辺、ちょっとできるかできないか、答弁してください。

それから、このランクづけですね。ランクづけに関しては、これは指名委員の方々はきちっとランクづけをしてやっているというところもあるでしょうけれども、私から見ると、ランク外の人が入っていると見えるのですよ。なぜランク外の人が入って、実際にランク内の人を外されるのか。やっていることが、それが公平、公正ですか。もう少しだれが見

ても公平な公正な選定をしていただきたい。

これは遠山町長ばかりでなく、前井原町長にも言えること。町長がかわると、今度指名業者がどうしても変化してくるのですよ。業者の中身が。本来ならば同じでいいはずなんですよ。そういうことをすることによって、業者同士の談合が生まれやすいのです。そういうところをもう少しきちっと公平に、だれが見てもこれなら納得できるというやり方をしていただきたい。

それで、指名された場合に、指名業者の選定委員が選定して、これは選定した後、これは業者決定するまでは最終的には町長の権限ですから、町長が決定するわけですから、その権限、その辺の町長の、指名された業者選定に対して町長がそれにどの程度関与しているのか、または、権限がどの程度あるのか、その辺も含めてお答え願います。

それから、もう1点、利根町の場合、監視等委員会、あるいは総合評価落札方式を導入しているのか、していないのか、その辺も含めてお願いします。

以上で2回目を終わります。

議長（若泉昌寿君） 高橋議員、学校の改修工事については通告外ですので、ちょっと答弁は。

5番（高橋一男君） 通告外じゃないよ、これ土地利活用の話だから。

議長（若泉昌寿君） さっき改修工事どうのこうのと言ったじゃないですか。

5番（高橋一男君） わかりました。それはいいです。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、ご答弁をいたします。

農協、商工会等々、これから協議していくわけですが、連携、出資、全面協力、部分協力がどうなるかは、これからの協議の中で決まっていくものと認識しておりますし、確かに会長とお会いして、そのお話も聞いておりますし、あくまでも準備委員会を立ち上げた中で、これから開設に向けて協議していくということでもあります。

細部については、これからの協議の中で決まっていくであろうと、そのように考えております。

生産者がふえないということでございますが、生産者がふえるように、先ほども答弁しましたが、起爆剤として直売所をつくって、その生産者がふえるような、生産者を育成するように持っていきたい、逆の発想ということでございます。

ところで、生産者、いつまで待っていても育成という状況にならないと思うので、これを起爆剤として生産者をふやしていきたいと、そのように考えております。

また、先ほど全体の計画では校舎、体育館等々いろいろ入っているということでございますが、私も多少なりとも商売に携わった人間でございますので、いろいろな形で収益を上げることはできると、ロイヤリティー、共益費、建設協力金、また出店協力金等々、い

る。いろいろそのほかに家賃等々もありますので、そういうものも含めて学校法人タイケン学園が来る前には頭の中にもありましたので、6,000万円から8,000万円、売り上げにして5億円という答弁をしたつもりでございます。

私の耳には、直売所に反対しているということは、ほとんどというか、全く入ってきておりませんし、逆に早く開設をしてくれという意見の方が多々多いことと私は認識をしております。

これも、これから開設に向けて、先ほども答弁しましたとおり、いろいろなハードルをクリアして初めて開設ということになりますので、準備委員会の中で、議員ご指摘のとおり、赤字になることを前提としてやるわけではございませんので、すべての事業がそうでございますので、結果が赤字になるということはあるかもしれませんが、赤字になるということを経営にやる事業というのはございませんので、商業ですね、商売というのはございませんので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

また、直売所を見直しするということはないのかということでございますが、直売所を中心としたということで、この直売所を中心としたという考えには変更する意思はございません。ただ、直売所の周りにどういうものをレイアウトするかということは、これからの準備委員会の中で決定をしていって、赤字はもちろんのこと、極力利益を出すように頑張っていきたいと考えております。

また、改装工事について4月から入るとということでございますが、私は全くその話は聞いておりません。ただ、説明会ということでございますので、2月14日の臨時議会で承認をいただきましたので、この議会が終わって今月の末に、3月27日に地元説明会はする予定で、私の手帳にも日程に入っております。

それと、一般競争入札を、5,000万円以上の金額を5,000万円以下に下げる予定はないのかということでございますが、何年か前に2億円から5,000万円に下げたという経緯もございまして、それともう一つですが、町内はランクございませんので、町内の場合はランクは度外視しておりますので、町外のランク外の方が仕事をやったということは、私になってございません。はっきり申し上げておきます。

それと、委員会で選んでいただいた業者の決裁を私がするというところでございます。

議長（若泉昌寿君） 町民に対してのアンケート。

町長（遠山 務君） 町民に対してのアンケートと、今、議長の方からご指摘を受けましたが、町民に対してのアンケートと、それも含めて今後準備委員会の中で協議したい、そのように考えております。

議長（若泉昌寿君） 5番高橋一男君。

5番（高橋一男君） 私から言わせれば、どうも答弁が歯切れが悪いと。

ちょっと順序は逆になりますけれども、今の入札の件で2億円から5,000万円に下げたんだと。それは時代も環境も変われば、当然変化していかなければならない。特に、今は

大きな仕事も少ないということで、利根町で5,000万円以上の仕事幾つありますか。やはり一般競争入札をもう少し導入させて、少ない財源でいい仕事をしてもらうのには、ある程度の予算を取って、その予算が浮くような仕事をしてもらおうということ、これが大事なのですよ。

業者から見れば大変ですよ。一つ取手市の例を挙げれば、昨年、一般競争入札で工事途中で倒産した会社もありました。業者から見ればああいう状況は確かに起きますよ。しかし、そのかわり財源が浮くのですよ。予算が浮くのですよ。そういうことをするには、この5,000万円という金額はちょっと高過ぎます。今の利根町の状況でいくと、やはりその状況に対応して変化していってもらわないと、こう決まったからこうなんだよというのでなくして、その辺、もう少し検討してもらいたいなということです。

それから、時間も無いのですが、入札に絡んでというよりも、入札に絡んでひとつ町長がある席でいろいろと、いろいろな工事に対して、あるいは個人に対して、相当の暴言を吐いたことがあるということを私聞いたのですよ。それは酒の席で言ったに過ぎないと思いますけれども、その辺は私が直接聞いたわけではないから、本当、うそは、言った、言わないの話ですから別にどうでもいいのですが、ただ、町長という立場上、どういう席であれ、かなりの暴言を吐いたと。内容は私はここでは言いません。全部聞いて知っています。町長、多分答弁では、そんなこと言った覚えありませんと言うと思いますよ。答弁それで結構ですよ。しかし、言ったか言わないかは、本人が一番よく知っているわけですよ。

私個人に対してもかなり暴言を吐いたということも、私は聞いています。これは聞いた人が言う話であって、町長が、あれは私は言っていないよと言えば、それでこの話は結構です。その辺も立場上、幾ら酒の席とはいえ、そういうことを言うこと自体、私も町長にお世話になりました。いろいろな選挙の面で、しかし、町長はどうですか。一人で町長になれたのですか。合併のときにリコールまでなって、どうでした、私にだって貸しはありますよ。そうでしょう。そういうことをお互いに言ったらきりが無いでしょう。

私はそういう暴言を吐くということは、ちょっと立場上、今後、そういうことは気を付けていただきたいな、そのように私は感じました。ですから、あえて中身は、中身はどうでもいいです。中身は言いませんけれども、町長が言ったという人の話し、それはそれとして私聞きましたけれども、町長に最後に、そのことを覚えがあるのか、言っていないのか、その辺だけ一言答弁していただいて、私の質問を終わります。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） お答えをいたします。

暴言という内容をちょっとわからないのですけれども、もし暴言ということであれば、文書で高橋議員のどういう内容で暴言したか、オープンにさせていただいても結構ですし、私は、暴言を吐いた、議員ご指摘のとおり、暴言を吐いた記憶はありません。ただ、一つ

心当たることは、相手の立場に立って意見を言ったことはあります。それだけです。相手の立場に立って、その内容をちょっと私把握しかねるのですけれども、どうか暴言の内容をオープンにさせていただいて結構ですので、オープンにさせていただきたいと思います。

的確な内容であれば、どうぞオープンにさせていただいて結構です。

それと、一般競争入札云々の問題であります。これ大変高橋議員ご指摘のように、一般競争入札にすれば確かに価格は下がります。ただ、すべて一般競争入札とすると、まず大手業者にすべて持っていかれてしまう。財源的には確かにそのような手法をとった方がいいという一方で、地場産業育成という、近隣産業も含めて育成という面からも大変難しい点であろうと、今後の検討課題であろうと、そのように認識をしております。

議長（若泉昌寿君） 高橋一男君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午前 11 時 00 分休憩

午前 11 時 15 分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2 番通告者、2 番西村重之君。

〔2 番西村重之君登壇〕

2 番（西村重之君） 皆さん、こんにちは。2 番通告、2 番西村重之でございます。私は 2 点について質問してまいります。

初めに、1 点目にインフルエンザが全国的に警報レベルに達し、町の対応についてお伺いしたいと思います。

ことしもインフルエンザの流行が始まり、全国的に警報レベルに近づきつつ、特に宮崎・長崎・福岡・佐賀・群馬県など患者数が多く、18 都県で警報レベルを超えております。

国立感染症研究所の発表によりますと、1 医療機関当たりの新しい患者数は、前週、ちょっと古い話で 1 月の状況になるわけですけれども、前週の 26.41 人が、最新、これは 1 月 24 日から 30 日の 1 週間で、警報レベルが 30 人を超え 31.88 人で、これを全国で推計しますと 176 万人が受診し、累計患者数は約 490 万人になりました。その後は若干減少してきておりますが、まだ季節柄、流行すること考えられます。

これらを年齢別に見てみますと、5 歳から 9 歳が全体の 19.9%、20 歳代が全体の 13.6%、10 歳から 14 歳が全体の 13.1%と続いております。

また、県内において警報レベルが出ているのは、つくば・古河・竜ヶ崎・常陸大宮・ひたちなかの 5 管内保健所で発令しております。県保健予防課としまして、県内延べ 120 の医療機関の患者数をもとに、保健所単位で算出するインフルエンザ流行指数、これは 1 月 24 日から 30 日の間で、つくばが 35.1 人、古河が 34.88 人、竜ヶ崎が 33.5 人、ひたちなが 32.25 人、常陸大宮が 30.88 人となり、警報基準値 30 人を超えております。なお、県内全

域は24.55人となっております。そこで、利根町においての状況等について、町長、担当課長、教育長にお伺いしたいと思います。

1点目に、町内で発生した患者数及び対応策、わかれば年代別にお伺いしたいと思います。

2番目に、高齢者がインフルエンザに罹患すると、肺炎等重大な合併症を引き起こす確率が高いことから、65歳以上を対象に定期予防接種として公費による接種費用の一部助成を行っていますが、現在までの実績をお聞きしたいと思います。

3点目に、幼稚園、小学校、中学校での発生状況及び対策についてお伺いしたいと思います。

4点目に、強毒性の新型インフルエンザ発生に備えた、庁舎内での模擬練習についてどのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

次に、2点目に入ります。環境力、すべてのごみは資源であります。良好な環境の保全と創出についてお伺いしたいと思います。

地球の環境を健全な状態で保全し、将来の世代に引き継ぐために町民・事業者・町がそれぞれの役割を分担し、相互に協力・連携しながら自主的に、そして積極的に行動する社会づくりを目指さなければなりません。環境への負荷をできる限り減らし、生産活動や日常生活の中でごみの発生抑制・リサイクル・適正処理とともに、省エネルギー・省資源の仕組みをつくり、豊かな水や緑に恵まれた貴重な自然を保護し、生態系を健全な状態に維持しながら、潤いと安らぎのある住みよいまちづくりを目指すことだと思います。

また、公害の問題は、大気・水質・騒音などの生活関連の問題から、地球規模での環境問題まで幅広い分野にわたり、継続的に環境を監視することは、本町の環境を把握し良好な町民生活の対策を進める上で最も重要と考えられ、そのための施策の充実を図っていく必要があると思います。

CO₂、特に生ごみの減量化を目指すとともに、塵芥処理組合にかかる費用負担の削減を目的としつつ延命化を図る必要性が大きいと思います。

そこで、良好な環境の保全と創出について、町は第4次利根町総合振興計画・3期基本計画にうたわれている現状と課題及び対策等、現在までの進捗について、町長、担当課長にお伺いしたいと思います。

1点目に、省エネルギー、省資源や環境保全に対する意識の啓発、温室効果ガス排出抑制実行計画を推進、また、クリーンエネルギーの利用について検討し、環境にやさしい社会を目指すとされていますが、結果は。

2番目に、ごみの減量化等の対策。一つは、減量化、再資源の推進及び意識啓発。次に、ごみ不法投棄防止の啓発。

3点目に、ごみの収集、処理体制の充実。これはごみの収集方法の周知徹底。清掃工場の運営。

4番目に、し尿処理の充実。これはし尿処理の推進、また高度処理型浄化槽の設定促進。

5点目に、塵芥処理組合の負担金等は、平成26年度から約2億2,000万円以下にまで減額されますが、焼却炉及び最終処分場の状況によっては、起債償還後、新たな建設費の負担が生じると思われますが、現時点においてどのように検討されているのかお伺いしたいと思います。

6点目に、ごみ処理の一番の問題は生ごみであります。いかに処理するかであると思います。私もいろいろなことで検討、実施してきておりますが、現時点までどのように検討され、対策を講じようとしているのか。また、町民に対しての協力依頼はどのような考えをお持ちになっているのかをお聞きしたいと思います。

また、7番目に、ごみをなくすことは、環境美化にもつながります。これらの対策等についてお伺いしたいと思います。

8番目に、公害の未然防止のための啓発活動、指導体制の強化、各種公害についての監視体制の充実を図るとされております。その結果についてお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（若泉昌寿君） 西村重之君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、2番通告、西村議員のご質問にお答えをいたします。

一つ目のインフルエンザ関係のご質問でございますが、今年度のインフルエンザの流行については、県内における平成23年2月14日から20日のインフルエンザ流行指数は11.82となり、前の週15.68より3.86減少しましたが、引き続き県内全域に注意報が発令されているという状況でございます。

ご質問の1点目の町内で発生した患者数ということでございますが、患者数の把握には感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて調査をするもので、全国一律で行われているところであります。

感染症発生における発生動向調査というもので、各保健所管内で指定届出機関を定め、その医療機関から報告、定点報告というのでありますが、定点報告をもとに患者数を把握しております。竜ヶ崎保健所管内には14の指定届出機関がありますが、当町の医療機関は指定されておられません。したがって、町内の患者数の把握はできない状況となっております。

次に、対応策ということでございますが、当初より今般のインフルエンザは感染力は強いが、症状としては通常の季節性インフルエンザと同程度と言われております。対応策としましては、一般的なインフルエンザの予防対策である手洗い、うがい、マスク、予防接種等が最善の方法と考えております。これらは流行前から町のホームページ等を使った広報活動を行い、周知の強化に努めております。

次に、2点目の高齢者のインフルエンザ定期予防接種の状況でございますが、平成23年1月末現在の接種者数、これは2,952人、接種率が59.8%となっております。本予防接種は、65歳以上の高齢者個人に通知を郵送し、接種勧奨を行うとともに、助成を実施しております。

今後も冬季を代表するインフルエンザ予防対策として、接種率の向上と感染予防啓発を柱とする事業の推進をしていきたいと考えております。

続きまして、3点目の幼稚園・小学校・中学校でのインフルエンザの発生状況、並びに対策はとのご質問にお答えをいたします。

初めに、発生状況についてお答えいたしますと、町内に三つある私立幼稚園につきましては、各園において何名かの発生はございますが、学級閉鎖までには至っていないという状況でございます。

次に、小学校でございますが、昨年の12月ごろからインフルエンザの流行の兆しがございまして、文小学校で12月末に1年生、5年生が学年閉鎖、ことしに入りまして文間小学校で1月に2年生、3年生、6年生が学年閉鎖、布川小学校では、1月に4年2組、6年2組が学級閉鎖となっております。

中学校につきましては、全学年ではインフルエンザで欠席する生徒もございましたが、学級閉鎖、学年閉鎖までには至っていないという状況でございます。

なお、2月末現在では、小中学校とも終息に向かっておりまして、ほとんどインフルエンザにかかっている児童生徒はございません。

次に、学校におけるインフルエンザ対策につきましては、小中学校に対し、手洗い、うがいの徹底を促すとともに、手洗いを消毒液、ベルコムローション及びせっけん、シャボンネット、マスク等を配布しまして、予防に努めているところでございます。

続きまして、4点目の強毒性のインフルエンザ発生に備えた模擬訓練については、今般の国の行動計画の改定及び昨年度の新型インフルエンザ流行の経験を踏まえ、将来の新たな新型インフルエンザの発生時において、より実効性の高い対策を講じるため、現在、県では新型インフルエンザ行動計画及び対応マニュアルの改定をしているところでございます。

当町といたしましても、これらの計画にあわせた行動計画の見直しを実施し、その中で検討してまいりたいと考えております。

二つ目の良好な環境の補選と創出についてのご質問にお答えをいたします。

環境問題につきましては、西村議員が言われるとおり、重要課題であり、町民、事業者、行政の共同が必要であると認識をしております。

1点目の地球温暖化防止にかかわるご質問でございますが、行政における二酸化炭素削減対策につきましては、温室効果ガス排出抑制実行計画に基づき実施しているところでございます。第1期計画では、平成12年度を基準年度とし、平成18年度までに4%の削減目

標に対して8.6%削減することができ、また、第2次計画である平成17年度の基準年より、昨年度におきましては18.9%減と大幅な削減が実施されているところでございます。引き続き温室効果ガス排出抑制実行計画により、地球温暖化対策の推進を展開してまいりたいと考えております。

2点目の、ごみの減量化の対策でございますが、資源物別の周知徹底など、啓蒙活動を行うことは当然であろうと認識しております。また、ごみとして出されているものの中で、どのごみが資源となり得るか、そういうことであろうと思いますが、生ごみや剪定枝、落ち葉などの有機物を現段階では考えております。

6点目、7点目の回答と重なりますが、今定例会に提出しております平成23年度の予算の中に生ごみ処理機を購入する経費を計上し、循環型社会の構築に向けて多くの方に關心を持っていただきたいとの願いから、貸し出しを行うものでございます。

また、現在、茨城大学農学部の教授と協力して、もみ殻、ぬか等をもとに生ごみだけではなく、竹、雑草などあらゆる有機物を堆肥化し、土に返すという町内有機物の循環ができればと考えております。

ただし、これらを実行するには町民の皆様方や事業者、団体、農家などの自主的な活動や協力も必要であると思われま。

また、これをきっかけに、ほかの米についても資源化に活用していくことなど、ごみ問題を町全体で考えていくことが、不法投棄防止やごみの減量化あるいは地域の環境美化につながるものと考えております。

続きまして、3点目の収集、処理体制の充実でございますが、分別の強化の一つの方策としまして、資源を町がすべて回収するのではなく、ものによっては地域や団体、事業者などが集め、町が支援する体制をつくるなどの検討も考えなければならないと考えております。

次に、処理体制でございますが、塵芥処理組合の運営につきましては、利根町だけではなく、難しいところはございますが、安全性とコスト面を中心に組合へ提言していきたいと考えております。

また、5点目のご質問の回答にもなりますが、新たな建設費の発生は、将来避けられないという認識は持っております。一般にごみ焼却施設の耐用年数は20年程度、建物におきましては50年程度と言われております。施設に設置されている各種設備機器等の中には、部分的な補修で回復できるものも多くありますが、施設の延命化を図るための効率的な維持管理や更新整備の計画書作成に準備を進めたいという段階でございます。

また、工事費用等につきましては、今後の計画書作成の中で明らかになるものと思われま。本格的な建設計画の作成までに、龍ヶ崎市、河内町と一緒にできる限りごみを削減していくことが施設規模の縮小、負担金などコスト削減につながるものと考えております。

続きまして、4点目のし尿処理の充実でございますが、下水道普及計画地域に該当しな

い地域につきましては、高度処理型合併浄化槽の設置補助事業を行っているところでございます。

今後におきましても、年間15基の補助を継続し、高度処理型合併浄化槽の設置促進を図ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、8点目の公害の未然防止についてのご質問でございますが、悪臭、騒音、振動などにつきましては、県と連携をとりながら対応しております。

また、公害の未然防止を目的としまして、事業所における水質汚濁や大気汚染防止により立入検査等も実施しております。

続いて、監視体制でございますが、水質につきましては、平成23年度からは職員により水質をポイントごとに成分分析しながら、水質汚濁等の積極的な未然防止体制をつくっていきたいと考えております。

環境問題につきましては、非常に難しい問題でございます。冒頭に述べましたとおり、行政だけではなく、町民の皆様方初め、町全体で考えていくことにより、今後、さらに解決されていくものと考えております。

議長（若泉昌寿君） 2番西村重之君。

2番（西村重之君） 2回目にちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

インフルエンザ云々については、少数の児童といいますが、町民全体、少なくともよかったと思うのですけれども、シーズン残りもまだあると思いますので、十分管理体制を整えながらやっていただかなければいかんだろうと考えております。

そこで、教育長なり町長でもいいのですけれども、県外においても学級閉鎖、学校閉鎖云々ということで現在見てきたわけですけれども、実は私の孫なども学級閉鎖になりました。そこで、医療機関から治癒証明書、これは学校に対して必ず持参していかなければいけないと思うのです。そういう形のを町内の小学校、中学校、幼稚園もそうなんですけれども、医療機関と連携してやっておられるかどうか、その辺確認したいなと。

治癒証明書を持っていても、当日教員による体温測定云々で37度の場合はすぐ保護者に連絡して帰すという、相当厳しい状況の中で感染をとめていこうとされている学校もあると聞いております。その辺、どういう形で対応されているのかちょっとお聞きしたいなと思いますので、回答をお願いしたいと思います。

それから、ことしのインフルエンザの状況などを見ても、感染する、これは城里町の有料ホームであったわけですけれども、そこで2名ほど亡くなっております。これは、ほぼ全員の予防接種を受けておりながら感染しているということは、これは水戸保健所の見解として出されておりましたけれども、入居者が利用する診療所のデイケアで感染した疑いが大きいというのが一つ、幾ら予防接種をしていても、そのような状況の中で感染すると、また死に至るという状況もあるので、利根町にしてもいろいろな形で対応していると思うのですけれども、その辺の状況、もしわかりましたらお聞きしたいと思っております。

す。

先ほどのインフルエンザ環境の中で新型への対応ですけれども、これはある自治体で従来のマニュアルにのっとった訓練をされているわけです。これは首長を初め約数十名参加した中で、いざという場合の事前訓練といいますが、これも必要ではないかと思うのです。ただ、町長の答弁の中で、県からの計画書、そういう形を待っているのではなくして、過去にもあった状況といいますが、基準もあったと思いますので、それらのことを参考にしながら、事前にやっておくのも大事なことだろうと思うので、今後、まだ時間もあると思いますので、その辺も検討していただきたいなと思っております。

1点目のインフルエンザの方はそれで1回を終わります。

それから2回目の中で、ごみ処理問題、これについて再度お聞きしたいなと思っております。

利根町全体の中でも、ごみの可燃物云々は年々減ってきていることは実績でわかりますけれども、このごみの問題の中には、年間大体4億5,000万円から約5億円近く費用がかかるわけです。その中で一番私も気になって独りでもいろいろなことをやって、近隣の人たちとの協力もやっておるわけですけれども、生ごみをいかに減らすか、これを減らすことによって運搬処理費用などが削減できると思うのです。その辺の問題をいかに町民の皆さんに協力をあおぐのか、いろいろなことが環境対策の方でも検討されてきていると思うのですけれども、もっと具体的なものを参考に、住民に説明しながら、早く実行していくべきではないかと思っております。

それらをすることによって、生ごみというのは水分を約70%ぐらい含んでいますから、それを燃やすための可燃物のごみも必要であろうし、それが不足すれば燃料も必要になってくるだろうと思うのです。だから、そういう意味から施設の延命も図れる、いろいろな形の中で住民に対する負担軽減ができるのではないかと思っております。

そこで、平成26年度以降については負担金が減ってくるわけですけれども、これもゼロというわけにはいかないと思います。一応26年度は約3億円ぐらいかかる見込みですか。年々減るにしても、24年度約4億円、25年度約3億円、26年度で約2億円、それから、いま27年度以降では1,450万円ぐらいになるわけです。その中でもまだ安心した設備云々ではないと思いますけれども、これらを十分利活用して延命してやるためには、生ごみ、これを何とか対策を講じていかなければいけないと思っていますので、それらの点について2回目の質問で返答をお願いしたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（若泉昌寿君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） それでは、質問にお答えします。

昨年度、かなりインフルエンザについては心配した面がございました。特に学校で発熱とかせきなどの感染を疑う児童生徒が登校していたら、別室で看護するとか、それから、

看護はマスクの着用などの感染防止対策をした上で、養護教員が中心になって行うということをやっております。その後、病院の診察を受けさせて、自宅療養をさせるという方向をとっております。

急な発熱等の感染症状があるときには、かかりつけの医師に相談して診察を受けるということになっております。

かかりつけの医療機関がない場合には、昨年度は保健所相談窓口を受け入れ可能な医療機関の確認を記入するという方法をとっています。

先ほどの治癒証明書の件ですが、昨年度、ひととき、かなり厳密にそういった証明書を求めてやったのですが、かなり混乱を来したということがございます。

それで、特に治癒証明書というのは出さないで、熱が、医者判断に基づいて、これは大丈夫だろうということで、登校を許可しているというところがございます。

議長（若泉昌寿君） 保健福祉センター所長石塚 稔君。

〔保健福祉センター所長石塚 稔君登壇〕

保健福祉センター所長（石塚 稔君） それではお答えいたします。

インフルエンザの蔓延という形になったことを想定しまして、訓練というお話、ご質問ございましたが、利根町では取手、守谷、利根地区医療協議会の属する市、町、町は利根町ですが、と同時に、ほかに先駆けまして、20年12月に新型インフルエンザ対策行動計画を策定いたしました。

そのときにといいますか、平成21年4月に対策本部をそれに基づきまして設置した経緯がございます。そのときは計画、連携、サーベイランス、これは監視なのですが、それから、予防と封じ込め、医療情報提供共有につきまして、各課の役割及び対応について協議し、また、対策本部のもと健康増進グループにおきまして情報収集、広報活動相談窓口の設置を、当時5月のゴールデンウィークを返上で行っております。

そのとき、マスク、消毒液、防護服等の備蓄を行いまして、現在も保管を行っております。しかしながら、このときは強毒性のインフルエンザを想定したものでございまして、行動計画も強毒性を想定したものとなっておりますが、対策本部を設置したものの、当時、現実的には弱毒性型だったという経過をたどったところでございます。現にその当時、対策本部設置ということで、模擬訓練以上の対策をしたということでございます。

それから、新型インフルエンザ対策行動計画でございますが、現在の計画はあくまでも強毒性に限定されておりまして、他の状況を想定していないということで、県においても見直しを計画とマニュアルについてしております。

こういった場合には、関係機関あるいは国、県等と連携して動くということが非常に大事だと思いますので、早急に県の方の計画を見定めた上で計画を見直ししていきたいと、仕事を進めているところでございます。

議長（若泉昌寿君） 環境対策課長蓮沼 均君。

〔環境対策課長蓮沼 均君登壇〕

環境対策課長（蓮沼 均君） 西村議員のご質問にお答えいたします。

環境対策課として具体的な生ごみの減量化はどう考えているのかということをご質問されたと思うのですが、環境対策課としましては、今現在、有機物循環型社会形成推進基本計画というのを作成しているところでございます。

簡単に申しますと、家庭から出る生ごみを各家庭で、またはその地区で利根町の田畑にあります、もみ殻、わら、利根町で十分その有機物を堆肥にできるものがございますので、その生ごみをそちらと一緒に混ぜまして堆肥をつくると、その堆肥を今度農家の方、または畑の好きな方がたくさんおりますので、その方に譲って、それでそこで野菜をつくっていただいて、その野菜を食卓に上げると、ぐるっと一回りする、そういう循環型を計画してございます。

先月ですけれども、茨城大の先生にご協力していただいて、また、町の方にもご協力していただいて、早速生ごみの堆肥化のもとになるものを作成中というか、つくっております。そのような床と言いますけれども、その床が完成をし、ある程度の町民の皆様の説明できるようになりましたならば、順次説明会などして、皆様に生ごみの堆肥化にご協力をしていただきたいと、そのように環境対策課としましては考えております。

議長（若泉昌寿君） 2番西村重之君。

2番（西村重之君） 3回目の質問をさせていただきます。

先ほど教育長の答弁で、治癒証明書、いろいろあったということですが、私の確認する中では、千葉県、神奈川県、これなど相当厳しい状況で対応しているという状況になっております。学級閉鎖、学校閉鎖、いろいろな形で発生したわけですが、子供たちを預かる校長以下、先生方においても、医療機関の証明書が一番欲しいんだということ言われているわけですね。これはいろいろな複雑な問題があるかと、なかるかと、安心した、ほかの生徒に対する影響力、これを払拭するためにはどうしても欲しいと、それは徹底して保護者にもお願いする。医者、病院等にもお願いしてやってきているという状況がありますので、簡単な問題ではないと思いますが、それは安心にも使えると思うのです。

そういう問題について、今からでも間に合うと思うのです。その辺のいろいろな形の準備と申しますか、やって安心した学校生活を送れるような形をお願いできるかどうか、ひとつお願いしたいなど。

これはなぜかと言いますと、今の子供たちの体力、これがある程度落ちてきているのですね。ちょっとしたことで鼻水を出したり、いろいろなことをやっている。保護者がいつもマスク、手洗い、うがい、いろいろなことを言いますが、それに対する子供たちの反応もちょっと遅いという話も聞いております。

そういう状況の中で、今後の問題として対応をもっと十分検討して実行していけるよう

なシステムをとっていただきたいなと思うので、後で教育長の考え方をお聞きしたいなと思います。

それから、インフルエンザの方は課長からも答弁いただきましたけれども、強毒性、これは発生すれば問題が大きくなるので一番嫌なことなのですけれども、町においても人事異動があったりいろいろな形があると思うのです。だから随時このような形の模擬訓練ですか、デスクだけでなく、マニュアルだけでなく、実際に行動していかざるを得ない状況になると思うのです。それらのことについて、もっと真剣にやっていく必要があるのではないかと思います。

これは何かと言いますと、先ほどもほかの自治体でも訓練されているわけですね。これは8項目に分かれて実際の訓練をされているわけです。これは本当言って、最後に出された職員の意見は、マニュアルでなくて、実際訓練してよかったと、これは救急措置でも何でも必要だと思うのです。見る、聞くだけでなくして、自分の体、手、これを使った中の訓練、これは必要だと思いますので、町長、その辺、もう一度、町民1万8,000人のことを考えて、その辺のことももう少しやっていただければと思う点があります。

それは何かと言いますと、利根町の職員の方々もあと数年すれば大勢退職されていく。また新しい若い人も入ってくる。そういう課長の連携プレーも必要だと思いますので、もう少しその辺も慎重にやっていただければありがたいなと考えております。

それから、最後にちょっとお聞きしたいのですけれども、利根町の環境の方で申しわけないのですけれども、ごみを減らすということは環境の美化につながると思います。利根町においても年に1回クリーン作戦、町民参加でやっておるわけですね。これ町民参加のクリーン作戦を見ている、全員が出るわけではないですね。2割、3割、家の周りをちょっとやってみる。空き缶、瓶回収、これもほとんど、私も毎回参加して見ていますけれども、やはり限られた人しか出てきていない。そういうのを、もう少し全員参加できるような形のシステムを構築していただきたいなと、これは各37区の中でもいろいろな問題が残っていると思います。だから、そういう形の中でももう少し前向きに、町民全体の意識改革というものもやっていただければありがたいなと思っております。

それらをする事によって、本当にきれいな利根町、まちづくりにつながっていくと思いますので、皆さんの理解を得てお願いしたいと考えております。

それから最後に、これは私もちょっと参加したことがないのですけれども、年2回ほど実施されている霞ヶ浦の清掃、これは新利根川に関係する各区の人たちによる清掃が行われているわけですが、これらの実績を見てみると、平成21年7月にやられたのが375人、0.78トン、それから、平成22年3月7日に310人参加で0.82トンと回収実績があるわけですね。

これらを見ても、町内だけでないと思います。町外の人もそうだと思うのです。だから、いろいろなごみの不法投棄の啓発、これらももっと推進していくべきではないのかと思っ

ておりますし、利根町全体の美化を考えれば、この新利根川地区に接する区だけでなくして、利根町全体の参加協力できれいな町にしていくのも必要だと思うので、また新利根川沿いにおいても、きれいにするによって外部から来る人たちのイメージアップにつながると思うので、その辺のことについて、最後に町として今後どういう考え方で進められるかちょっとお聞きして質問を終わります。

議長（若泉昌寿君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 続きまして、簡単に質問にお答えしたいと思います。

昨年度、本当にあれほど大変な時期であったのですが、学級閉鎖が始まったのは今年の10月7日のころから72名ぐらいの患者さんがおられたと。やはり早目の予防が功を奏したかなと思います。

ことしも、既に60名近くの児童生徒が休んでおります。そして現在も、実は先ほど終息の状況ということをしたのですが、月曜日には全くゼロになった日がございました。ただ月曜日からこの数日間でも、文間小学校で1人、または中学校で3人程度のインフルエンザB型が発生したと。毎日の発生状況の記入はしているのですが、今後、安全・安心を図るために、先ほどの治癒証明書を含めて、また、新型インフルエンザにかかる利根町小中学校の閉鎖基準というものも現在つくられておりまして、これに基づいて、より安全・安心なものを実施するように、治癒証明書を含めて十分に検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、お答えいたします。

多分、西村議員おっしゃっているのは、龍ヶ崎市の市役所でやった……先ほど申し上げましたとおり、県の行動計画等できてきますので、その中でマニュアルに沿ってやる方向で検討していきたいと思ひます。

また、ごみの問題については、これは本当に地球規模の問題で、利根町としても永久の課題だと認識をしております。議員ご指摘のとおり、クリーン作戦等進めまして、水ばかりでなくて全体の環境をよくするには、その中の一つとしてごみの減量化というのもあるかと思ひます。

今後とも町民の皆さんにご理解とご協力をいただきながら、ごみの減量化、またよりよい環境を次世代を担う子供たちに伝えていきたい、そのように考えているところでございます。

議員ご存じのとおり、利根町の排水はすべて新利根川に集まるということで、この新利根川が全国で2番目の面積を持つ霞ヶ浦、北浦につながるということで、なかなか霞ヶ浦の水質浄化も進まないという状況、それは霞ヶ浦を取り巻く関係自治体の連携のもとに、

自分の自治体から水質をきれいにするんだということで、今、協議会を立ち上げてやっておりますが、そんな中でも霞ヶ浦の浄化等に寄与するために、新利根川の浄化も進めていかなければならないと思っております。

先ほど答弁しましたとおり、23年度からは職員が水質をとりまして調査をして、窒素がふえているのか、磷がふえているのか、そういうことも分析して、それでは何が原因なのかということを追求して、そういうものに対処していきたいと思っております。

いずれにしましても、21世紀を担う子供たちにすばらしい環境を引き継がせていくのも、我々大人の役目でございますので、今後とも町といたしましてもできる限りの努力はしていきたいと考えております。

議長（若泉昌寿君） 西村重之君の質問が終わりました。
暫時休憩します。

午後零時04分休憩

午後1時20分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
3番通告者、13番高木博文君。

〔13番高木博文君登壇〕

13番（高木博文君） 3番通告、13番の高木博文です。

私は、住民の安全・安心を重視するまちづくり、特に子供たちの登下校の安全対策の重視について一般質問を行います。

利根町の信号機の設置や移設については、過去何回も質問があり、現状の説明はされてはいますが、実現に向けての見通しが何ら示されていません。信号機の設置については、町道103号線の団地中央バス停付近の信号設置、さらに町道112号線と208号線交差点への移設の実現に向けて、具体的にどのように取り組むのか伺いたいと思います。

町道103号線の団地中央バス停近くの十字路の信号設置は、フレッシュタウンからの大利根交通バスの乗り入れもあり交通量がふえており、さらに危険度が増しています。ここは信号機設置の場所や信号待ちのスペースにも関係なく設置が可能と思われませんが、設置が実現していないのはどこに原因があるのかを明確にしていきたいと思います。

また、文間小の子供たちの通学路でもある町道112号線と町道208号線の交差する場所への、東文間小、県道取手東線からの移転、移設は早くから県へ要請していると聞いておりますけれども、せんだっての質問における答弁では、信号機の移設のスペースと信号待ちのスペースが確保できないから困難との答弁が、同僚議員からの質問に対してありましたが、これは現状の説明であり解決策にはなっていない。だからどうするのか知恵を出す必要がありますし、そのことを我々としてはお聞きをしたいところであります。

中野議員からも、この問題については後ほど質問がありますけれども、道路の拡幅のた

めに土地を買収し整備することになれば、5億円の費用との答弁が過去にありました。それ以外に何ら改善策がないのか、検討したかについて伺いたいと思います。

立木の交差点から文間小まで、子供たちが通学路として使用しているにもかかわらず、車の交通量が多いにもかかわらず歩道もガードレールも整備されていない区間もありますし、また、防犯灯が設置されているが、照度が低く、夕方時には本当に暗く感じます。防犯灯の数をふやすか、もしくは照度を高くする改善が必要であります。

さらに、利根中へ通学する中学生は、竹やぶと田んぼの中を自転車で通学しております。下校時は非常に危険と思われまして、暗い上に竹やぶが迫っており、地元の人たちにお聞きしますと、過去に何回となく不審者が出没する危険な場所だということが言われております。利用者が少ないとはいえ、住民にとっては大事な生活道路であり、まさに住民の安全・安心のまちづくりの上で看過できない問題であります。犬の散歩やウオーキング等を通じて健康維持を図る、そういったこともやりたいけれども、大人でも夜間は暗くて怖い、こういう声も出ております。

これらは何年も前から地元住民から町へ要望されていると思われませんが、町の具体的な対応は見られず、道路に30キロのスピード制限の標示はされたということについては評価してはございましたけれども、しかし総体として解決策は見られないということから、犠牲者が出なければ改善策は講じられないのかとまで言っております。

私たちの知るところ、茨城県も11年度からの3年計画で120億円を支出し通学路における歩道等の整備を行うと、2月28日付の読売新聞で報じております。そして各自治体一、二カ所、学童の通学路を中心としながら整備を図っていきたいということ具体的についております。町としても、中長期計画で具体的に計画し、住民に安全・安心を与えてほしいと思います。

また、布川小の通学路においても、石塚理髪店の向いの通学路は大変狭隘で、拡幅が求められておりますけれども、全く進展しておりません。今後どのように対応するのか伺いたいと思います。

所有者の協力や同意がないために解決の手段がないものと思われませんが、具体的なその後の動きを教えてほしいと思います。

以前、この問題が議会で追求された後、ここの部分の物置の屋根が通学路に落ちる危険性が感じられる、そのためにそのときは町の責任で、たしか補修をしたと思います。私はたまたまそのときそこを通りがかりましたから確認したならば、拡幅の工事ではないけれども、屋根が飛びそうで子供たちに危険を与える、だから町でやっているんだというお話を伺いました。所有者との接触がとれないのかどうか、まずこれを伺いたいと思います。

2点目の質問は、水道料金の見直しと引き下げについてです。

利根町水道事業は、24年度に県南水道企業団と統合されます。この統合は利根町の地下水くみ上げに伴う今後の課題解消と、県南水道企業団の今後の財政見通し等を踏まえ実現

したわけでありませけれども、統合まで後1年となり、以下の点を伺いたいと思います。

まず第1、統合にかかわるその後の作業状況はどうなっておりますか。

予想される料金体系や利用料金等はどういうぐあいに考えてよろしいのでしょうか。

統合決定時の利根町の内部留保資金予想とその後の状況は。これは23年度、年度末において想定される額を示していただきたいと思います。

利根町が単独事業であろうとも、県南水道企業団の一員であろうとも、いずれにしても県水の比率は高いわけでありませ。県南自治体首長の県水料金の引き下げ要望を昨年8月、遠山町長を含む13自治体の首長が県に要望を行ったわけでありませけれども、たしか1月28日、県がこれに対し回答しておるとおもひませけれども、その中身はどうであったのか。と同時に今後どのように取り組まれるのか、これらについてご答弁いただきたいと思ひませ。

以上で、1回目の質問はこれで終わります。

議長（若泉昌寿君） 高木博文君の質問に対する答弁を求めませ。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、3番通告高木議員のご質問にお答えをいたします。

一つ目の、住民の安全・安心を重視するまちづくり、特に子供たちの登下校の安全対策の重視についてのご質問にお答えをいたします。

早尾台団地中央バス停横交差点及び町道112号線文間小学校入口交差点への信号機設置の件につきましては、以前平成22年第4回定例会におきませても、西村議員の一般質問に対し答弁を行っているところでござひませ。

信号機の設置に当たっては、茨城県公安委員会が現地の交通量、状況等を調査し、設置の効果、緊急性等を勘案し、より必要性の高いものから設置しているところでござひませ。

早尾台団地中央バス停横交差点への信号機設置の実現に向けては、今後におきませても取手警察署へ信号機設置の要望書を提出するとともに、機会あるたびに口頭により設置をお願いするなど、要望活動を続けてまいりたいと思ひませ。

また、町道112号線文間小学校入口交差点への信号機設置の実現でありませますが、平成22年第4回定例会で答弁したとおりであり、困難な状況にござひませ。

このような状況の中、町としましては安全・安心のまちづくりを実行するため、交通安全指導隊を組織しており、取手警察署、取手地方交通安全協会及びボランティア団体と連携、協力し街頭キャンペーン、交通パトロール、通学路での立哨指導、園児、児童、高齢者を対象とした交通安全教室等の啓発活動を行い、住民一人一人の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を指導し、安全・安心のまちづくりに取り組んでいるところでござひませ。

また、議員ご指摘の布川小学校の通学路でありませますが、現在、主要地方道取手東線の歩

道を通学路として利用しており、幅員が一番狭いところで約60センチメートルの狭隘箇所となっております。そこで、この歩道の狭隘箇所を解消するために、茨城県竜ヶ崎工事事務所におきまして拡幅を計画しておりました。ところが、この歩道に隣接している宅地の所有者の方は、現在、亡くなられており、その相続人の方が多数おられることから、なかなか話がまとまらないのが現状であるとのことでございます。

今後も引き続き竜ヶ崎工事事務所と連絡をとりながら、対処していきたいと考えております。ちなみに、相続人が10数名いらっしゃるということで、大変厳しい状況だということをお伺いしております。

次に、二つ目のご質問の水道料金の見直しと引き下げについてお答えをいたします。

まず、1点目の統合にかかるその後の作業状況についてでございますが、ご承知のとおり、平成24年4月1日から県南水道企業団に加入後は、既存の利根町浄水場は利根配水場に転換されます。これは、井戸水の浄水をとめ、100%県南広域水道水を受水し、それを各家庭に配水する施設に転換するものでございます。

そのためには、茨城県企業局利根川浄水場から県南水道企業団に送水している送水管を、龍ヶ崎市川原代付近で分岐し、利根配水場へ送水する送水管の増設が必要になります。この送水管布設工事は茨城県企業局が実施しており、全10工区のうち、平成22年度は6工区について既に着工しているところでございます。残り4工区につきましては、平成23年度に着工し、年度内に完了する予定でございます。

全長が4.8キロメートルで、管の口径が350ミリメートルの送水管が龍ヶ崎南高等学校付近の県道交差点まで布設され、そこで既存の送水管に接続されます。これが完成すると、最大で日量6,500立方メートルの水道水が受水可能になり、利根町の1日の平均配水量の約5,000立方メートル、それに1日最大配水量約6,200立方メートルを十分確保できるようになります。

また、企業団に加入後、利根配水場は無人化運転されるため、現在、それに必要な遠方監視システムなどの工事に伴う設計業務を委託しているところでございます。設計業務は22年度末には完了する予定であり、工事については23年度中に完了させる予定でございます。これらはいずれも県南水道企業団の事業として実施しております。

それから、河内町の一部区域の給水を河内町水道に切りかえる工事と、同区域内の老朽管の更新工事につきましては、2工区に分けて工事を実施しております。22年度は生板地区で現在着工しているところでございます。23年度には龍ヶ崎町歩を予定しており、年度内にすべての工事を完了させる予定になっており、いずれも河内町水道事業が事業主体で進めております。

そのほかの事務事業のすり合わせについては、随時施設部会、業務部会を開催して進めておりますが、詳細なすり合わせについては、随時企業団の各担当課ごとに行っております。

また、毎月1回統合協議会を開催して、各部会で持ち上がった課題や懸案事項等について協議を行い、決定をしているところでございます。

次に、2点目の予想される料金体系や利用料金等とはのご質問でございますが、水道料金の統一時期については、今後企業団の正副企業長と私が会議を持った中で決定することになっております。現在、企業団の総務課で、利根町が加入後の財政収支計画を作成していると伺っております。そのほかの水道加入分担金や下水道使用料徴収事務委託料等につきましては、加入時に企業団の料金に統一されることになっております。

続きまして、3点目の統合時の利根町の内部留保資金の予想と、その後の状況はとのごとでございますが、内部留保資金全額になりますと当年度分損益勘定留保資金などの現金を伴わない経費も含まれてしまいますので、平成24年3月31日付決算見込みの現金預金のみをお答えいたします。

さきの内示会でもお示ししましたが、現金預金は約10億6,000万円になる見込みでございます。

また、内部留保資金のほかに未収金8,000万円が同年4月1日に県南水道企業団に引き継がれることとなります。その後の状況につきましては、県南水道企業団の会計になりますので、現時点での答弁はできないということをご理解をお願いいたします。

最後の4点目の県南広域水道料金の見直し要望に対する企業局の回答と、今後の取り組みについてでございますが、昨年8月に給水区域の全9団体の連名で、茨城知事、並びに茨城企業局長に県南広域水道用水供給事業にかかる料金見直し、値下げの要望書を提出したことは、今、高木議員がご指摘のとおりでございます。

この要望に対する水道担当課長会議が、平成23年1月27日に開催され、その席上で茨城県企業局業務課から回答がございました。

回答は、今回料金の見直しを見送るものとするということでございます。結論的に言うと、今回は料金を見直しを見送るということでございます。

その背景として、幾つかの要因を取り上げていますが、特に料金算定の重要な要因となるハツ場ダム建設の見通しが現在不確定であるため、国土交通省において具体的な結果が出るまで見送るということで、決して据え置きにするということではないという回答をいただいております。値下げの要望活動につきましては、今後も給水区域内の各団体と連携をとりながら続けてまいりたいと考えております。

議長（若泉昌寿君） 13番高木博文君。

13番（高木博文君） ただいま町長から答弁いただきましたけれども、この信号機の部分、それと文間小周辺の子供たちの安全な登校対策との関係、若干切り離して2回目の部分では発言させていただきます。

町としては、取手警察署等を通じて早尾台中央のバス停付近の信号機設置についても要望していると、しかし何らそこにおける動きはないということは、あの交通量が信号機を

設置するに値しないという見方が取手警察にあるのかという疑問を持つところでありませうけれども、現実に大和交通バスがフレッシュタウンから公民館前を通り、わくわく広場前からここへ入っていくと。朝晩の時間帯における交通量は、従前にも増してかなりふえているという見方ができるかと思うのです。

だから、そういう意味では、私はこれはいかに強く取手警察等を通じて県の公安委員会に働きかけていくのか、その点で言えば、町の働きかけてはまだまだ十分ではないというぐあいに思います。わくわくの方から車が出ていく場合でも、そちらを見る場合においても、非常に視界が遮られて難しい状況でもありますし、当然あそこには交通信号機は設置されてしかるべきではないかというぐあいに思います。これらの点について、いま一度、どこに具体的な問題があるのか、交通量が少ないという認識でそういう形のものになかなかないということなのか、はたまた別に事情があるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

それから、町道112号線と208号線の交差点、ここへの移設が東文間小学校のあの交通信号が全く有名無実の状況でずっと設置されておるわけです。正直言って、あれを何としても有効な活用を考えてもらいたいということで、今までにも他の議員からもそういう要望は出されているわけですが、前回の説明では、信号機を設置するスペースも、また信号待ちをするスペースもないからつくれないんだという答弁でありました。

事実はそうだと思いますけれども、さすればそれをどうするのかという問題です。この点においては、いろいろな検討をされてしかるべきかと思いますが、先ほどの答弁ではそのことについて踏み込んだ答弁はなされなかったと、私は今まで行政内部でこの点について何がしか検討したのか、また周辺住民に対して働きかけてをして、例えば地主等が拡幅するそのスペース部分について貸与するとか、あるいは町に購入を求めているとか、何らかそういうものがあつたのかどうか。あつたとして、これは今まで拡幅で5億円ぐらい、多分オートサービス利根ですか、あの立木の交差点のところを含めてだと思えますが、ここをやるとすれば5億円ぐらいかかるという数字が出ているのはそういうことだろうと思いますけれども、具体的なこの間における動きがどこまでなされたのか、これを一つは知りたいというぐあいに思います。

本当に地元住民は切実に願っております。あの道路にスピード制限を30キロ標示しただけでも、いわば何がしかの動きを町が示してくれたと思う反面、あれだけでは不十分だと、もっと子供たちのことを考えたり、周辺住民のことを考えて、今すぐにはできないけれども、次の段階でここまでやるからもう少しとか、あるいはこの間、先ほど言ったように地域住民等の協力、そういうものを通じて子供たちの登下校の時間だけでも人を立ててどうこうするのか、あるいはその時間だけでも車をここに走らせないような措置をとるとか、何がしかそういうものがあつてしかるべきだと思うのです。

私は今すぐに何億円とお金がかかるような事業が利根町ですぐできるとは思いません。

先ほど言っていたように、県としての一応の対応もありますけれども、すぐには多分ならないだろうと。ならば、子供達の安全を守るためにはどういう手立てが考えられるのか、これを一つ踏み込んだ形でぜひ検討をいただきたいというぐあいと思います。

それから、布川小学校の通学路において、確かにおっしゃるように、相続者が多数おられると。しかし、それらの相続者自身には、みずからの手でそれをお金を出して工事をするという意思はないように見られると、しかし、そのことを除いては一定今のあのさくを取り払うことを含め、それでもせいぜい15センチ広がるかどうかということだと思いますけれども、それが町なり県の方でそういう工事をやってくれるということであるならば、さほどの問題はないのではないかと。

周辺の住民が見るところ、今のままでは子供たちが余りにも危ないしかわいそうだと、何がしかやるべきだという声が上がっております。ぜひこれらの点についても、確かに10数名相続者がおられて、直接あそこで住んでまた相続するという関係の人はないということもあって、物事が進展しないんだと思いますけれども、今のままでは、これは全然この解決には至りません。そういう意味合いで、何がしか具体的に踏み込む、そういうお考えはないのかどうか、これを再度お聞きしたいと思います。

それから、水道料金の件です。

今、町長は私の聞き違いでなければ、企業団へ加入した時点で統一の動きみたいな形での答弁があったように聞きましたけれども、私も聞いてるのは必ずしもそうではないのです。だから心配しているのです。

現在、県南水道企業団の基本料金は10立米使うとして、ここは水道管の口径に関係なく1,400円ですよね。利根町は13ミリが1,500円、20ミリが2,000円、25ミリが2,890円というぐあいになっていますし、また、11立米以上使う分につきましても、利根町は10立米ごとに、言うならば料金を決めて、余計使ったら使っただけずっとふえていくというやり方をとっております。だから、11から20立米までは200円、その次の10立米は250円、290円、360円か70円だという具合になっていると思いますが、県南企業団の場合は、11立米以上につきましても、幾ら使っても210円というぐあいになっているのです。

この両者を比較した場合、非常に利根町の住民は高い水道料金を負担してきた。負担してきたのは、私は仕方がない、今までは地下水くみ上げで、井戸が枯れたらしゅんせつしたり、そこを補修したり、あるいはすべて水道事業に利根町自身が責任を持っていたわけですから、それはやむを得なかったと。しかし、今後は県南水道企業団に入るわけだから、新しい統一した料金体系のもとで徴収されてしかるべきだと。

しかし、12月の県南水道企業団の議会では、利根町とはまだ県南の場合は家庭用と営業用と大きく体系が二つに分かれていると。利根町の場合はそれがないと。だからこの問題を含めて統一するためには時間がかかるから、当時、当分現行のままいきたいということを県南水道企業団の議員に対して説明しておるようです。

私はそういうぐあいに聞きましたけれども、私がこれを誤って受けとめているならば、ぜひ訂正をしていただき、先ほど言ったところで県南水道企業団に入る時点で統一された料金体系だということであれば、非常に喜ばしいことでもありますし、住民を安心させていたいただきたいと思います。

ちなみに、内部留保資金の問題は、これは県南水道企業団に入るか、入らないかを統合した時点で説明の文書が出されているんです。茨城県南水道企業団と利根町水道事業との統合に関する検討概要版、利根町配布用とわざわざ書いてあるのですけれども、その中にはっきりと、利根町が23年度末水道事業内部留保資金が14億2,000万円という金額が入っているのです。だからこの14億2,000万円が、今想定されるもので10億6,000万円プラス未収金という金額でいけば、利根町は当時約束したこの分を県南水道企業団に出せないということになるかと思えますけれども、果たしてそういうことなのかどうか、あるいはそれまでの間に内部留保資金でなくて、利根町は独自の事業でもって県南水道企業団が負担すべき部分を既に負担するというので内部留保は結果として少なくなるんだということに理解したらいいのかどうか、ここらをちょっと説明願いたいと思います。

さらに言いますと、平成24年から32年度の利根町分、純利益による増収、平成24年利根町が県南水道企業団に入っても、毎年度の純利益は6,000万円から8,000万円程度見込まれるということをここで言っているんです。これが私どもに余計な心配を持たせているんですよ。

利根町は今の水道料金体系のまま押しつけられて、県南水道企業団はそれを期待してこういうような数字を出しているのではないか。あるいは利根町が県南水道企業団に入ることによって、県南水道企業団が県南広域水道から買っていた部分、1日当たり2,500立方メートル、この分を守谷市に融通するということが県の企業局の指導で認められているようです。この分がここに言っているように、約8年間で6億3,000万円の収入増につながるという見方をしたらいいのかどうか、これらの点もありますので、ぜひお聞かせ願いたいというぐあいに思います。

それと、県の方は私も企業局との交渉に昨年からことしにかけて5回ぐらい参加しております。私どもが交渉した翌日に各自治体の担当者を集めて会議をやり、今、町長から答弁があったように、現時点での料金の見直しは見送るということを言われたようです。確かに理由も八ッ場ダムの動向がまだ決定をしていないと、これによるということでもありますけれども、しかし、今でも県南水道企業団は毎年14億円とか15億円とか黒字を出しているんです。だから、八ッ場ダムを建設することについては私は反対であります。これは明らかに水道料金に工事費と維持費で負担を求めることになりますから、その立場から、そのことも含めて今まで県の企業局に、国に対してそういう態度をとるよというのを要求もし、あわせて八ッ場ダムの問題と切り離して現在の県南広域水道の、その利益の中において何がしかの引き下げは可能ではないかと。

事実、昨年、県西の広域水道においては引き下げをやっているわけですから、そういう立場で取り組んできたのです。

そこで町長にお伺いしたいのは、確かに1月28日だと思いますけれども、我々の翌日でしたから、町長は先ほど27日と言われたようですが、多分28日ですね、だから、今後、県南、確かに9自治体、企業団ということで13自治体で多分構成していると思いますが、ここの首長さん方がどのように県水の料金引き下げのために頑張るおつもりなのか、この点もお聞かせ願いたいと思います。

なお、登下校の安全の問題等につきましては、教育長の方から経過なり現状について答弁があるならば、ぜひこれはいただきたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

信号機が立たない最大の理由ということでございますが、取手警察署管内で、守谷市、取手市、利根町とありますが、毎年信号機の予算が、年間に1個から3個しか来ないというのがおけている最大の原因だと私は考えております。

それと、112号線について、何も検討していないのかということでございますが、昨日も議会の終わった後、都市建設課の課長と補佐と112号線も含めて、またこれは北部地区の基盤整備ですが、それも含めていろいろと議会の後に検討をしているところでございます。

前のご質問にも答弁しましたとおり、立木の十字路のところは中途半端に拡幅しますと、見通しがよくなって車がスピードを出すということもございますので、できれば歩道を整備した完全な形で設置しなければ余計危険になるという、きのうの検討の中で出たことも事実でございます。

いずれにしても、概算で5億円という金額がかかります。先ほど議員ご指摘の安全・安心な歩道も含めた道路、県の方で補助金をつけましたが、この補助金につきましても24%しかつかないということで、あとの76%は単独自治体の持ち出しということでございますので、非常に予算的にも全体的にやるとすると厳しい状況でございます。

そんな中で112号線については、今後も予算状況等も勘案しながら、確かに地元の要望等々も上がっておりますし、何とか安全な通学路を確保したいと、そのように町でも望んでいるところでございますし、まだまだ検討する余地が大分あるのかなと思っております。

それに、太子堂へ行く通学路でございますが、これがたしか17名だと思ったのですが、相続人がいて、あそこの土地を相続する人が決まらない。そうすると、あそこの土地を相続する人が決まらない限りは、決まってからの交渉でございますので、決まらない限りは交渉のつくえにも乗れないという現状でございます。

先ほどと重なるようですが、竜ヶ崎工事事務所の方と連携を取り合いながら、なるべく

早くあそこは拡幅したいと考えております。したいというか、してもらいたいということですね。県の事業ですので、してもらいたいと考えております。

また、水道料金につきましては、9自治体また4企業団の方でも、今後とも引き続き県水については値下げを要望していくということで一致しております。県南水道企業団にとりましても、既に去年、ことし企業内容が赤字ということでございますので、我々もその企業団の中に24年の4月から一緒になるわけでございますので、県水の値下げは大きな望みでもありますし、今後も引き続き県の企業局、今、渡邊企業局長ですけれども、企業局の方へも9自治体、4企業団、スクラムを組んで要望活動をしていきたいと考えております。

それで14億円何がしということがありましたが、先行投資で県南水道企業団の出すべき施設改良費まで利根町の水道企業局で負担をしております。3億2,000万円プラスアルファだと思うのですけれども、詳細につきましては、担当課長より答弁させますが、それで23年度の末には10億6,000万円の留保金、それと8,000万円の未収金等々の金額になるということでございます。

あと、詳細につきましては、担当課長から答弁をさせます。

議長（若泉昌寿君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 高木議員の質問にお答えしたいと思います。

子供たちの交通安全対策、特に登下校の安全対策につきましては、命にかかわる問題なので、特に重視をしております。

特に各学校どこでも交通安全教室を開きまして、取手警察署交通安全協会の協力を得まして実施しているところでございます。

特に交差点の横断のし方や自転車の安全な乗り方、それを一人一人が実際に体験しながら学んでおるような状況でございます。

中学校では特に自転車通学となりますので、定期的な自転車点検とか、それから、ヘルメットの着用ですね。そのようなものを徹底しております。

家庭に対しては、交通安全に対するしつけなど、安全に対する基本的な生活習慣の励行などをお願いしているところでございます。多くの方々へ交通安全意識を啓発して、地域から悲惨な交通事故が1件でも少なくなることを願っておるわけでございます。

特に通学路の安全点検につきましては、一昨年、竜ヶ崎工事事務所から利根町の通学路の安全点検依頼がございました。各学校から教職員、PTAとも相談の上、通学路安全点検を実施して危険箇所の提出をいただいております。調査に当たりましては、児童の背の高さとか、歩幅を考慮して調査しております。

その後、都市建設課、それから、教育委員会事務局、取手警察署、竜ヶ崎工事事務所道路管理課の担当職員の方々と、学校からいただいた資料をもとに安全点検を行いまして、

可能なものは改善してもらっております。

文間小学校では、町道1229号の立木十字路、それから、208号線と112号線の交差点についての横断歩道とか、「止まれ」の文字が非常に不鮮明な歩道がありましたので、そういうところは整備しております。

それから、またこの場所を私、何度か登校指導したことがございます。文小学校の児童が約十五、六名ぐらいここを通るのですが、特に車の制限速度、これはご存じのように、30キロということになっておりまして、この車の制限速度の30キロを守っていただきたいなと考えます。

警察の方が、パトカーがいると皆さん意識してとまるのですが、いないときは結構40、50キロと飛ばしておりまして、その辺は学校の方も十分注意していかないとならないと思っております。

それから、208号線は、もえぎ野台から約70名の児童が通学してまいります。112号線との交差点には、先ほどから信号設置が問題になっておりますけれども、登校指導の職員やPTAの方々による登校指導をお願いしておりますところがございます。

それから、布川小学校の通学路の取手東線の先ほどの歩道の狭隘について、これは本当に児童が1列で登校して車道に出ないように、職員、それから、PTAの方々が見守りを行っているところでございます。

今のところ見ておりますと、一挙に入り込むということはないので、何とか1列にはなるのですが、できれば確かにもう少し広ければという、大体大人が1人やっと通れるぐらいのところですので、これは引き続きお願いしていきたいと思います。

それから、その他、草で標識が隠れているところ、それから、雑草、カーブミラーの設置、それから、側溝の隙間など、いろいろ改善できるものは改善していただいております。

それから、最近押戸からもえぎ野台5丁目に向かう道路で見通しの悪いところにカーブミラーを設置していただいております。今のところ学校事故報告がございません。これが大変ありがたいのですが、今後とも町の交通指導隊や関係機関等の協力をいただいて、子供の登下校の安全に力を入れて事故防止に取り組んでいきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 先ほど答弁漏れをいたしましたので、追加答弁をいたします。

水道料金の統一ということでございますが、私が答弁したのは、水道料金の統一時期については今後企業団の正副企業長と私が会議を持った中で決定することになっていると。それで、その他の水道加入分担金や下水道使用料徴収事務委託料等につきましては、加入時に企業団の料金に統一されるということでございますので、水道料金とは別に考えていただければ結構だと思います。

議長（若泉昌寿君） 総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） 私の方から、信号機の設置についてご答弁申し上げたいと思います。

先ほど町長が答弁したとおりでございますが、重複するところが多いかと思えますけれども、改めて。

信号機の設置に当たりましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、茨城県公安委員会が現地の交通量、また状況等を調査し、設置の効果、緊急性を勘案して、必要性のより高いものについて設置していくということで、町長申し上げたと思えますけれども、この優先順位ですけれども、この信号機設置に当たりまして、早尾台103号線の場所ですけれども、議員それに値しないのかというご指摘がありましたけれども、値して設置されるべきではないのかということですが、昨年の12月の定例議会で西村議員の質問にお答えしておりますとおり、22年11月現在で守谷市1基、取手市1基の年度2基しか設置されていないと、経費、予算の問題になるかと思えますけれども、利根町でも毎年、先ほど町長も申し上げましたとおり、口頭また文書で要望しております、信号機の設置につきましては、利根町今現在11カ所の要望を出しております。

同じく、取手市、守谷市についても、これ以上の信号機の設置が要望されているところかと思えます。

ご指摘の大房地区、文間小学校の通学路ですけれども、利根町としては第1番目の設置要望ということで、平成21年から取手警察署の方へ要望、また要望書を提出しているところでございます。

また、第2の利根町の優先順位としては早尾地区と、大房、早尾は1番、2番の順位要望のところ、順位をつけて取手警察の方へ随時要望しているところですが、なかなか優先順位というところにつきましては、町の方で云々と言えませんが、お願いせざるを得ないと。

あと、信号をつけた場合、子供の滞留の場所がない、敷地が狭いということですが、仮に町で敷地の確保ができたとしても、公安委員会また警察の方では用地があるから設置できるというものではないと念を押されていますので、必ずしも用地を確保したから優先的につけていただけるという回答はいただけないものかと考えております。

よりまして、町の方でも随時機会あるたびに要望していきたいと考えております。

議長（若泉昌寿君） 水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

水道課長（福田 茂君） それでは、先ほどのご質問に答弁いたします。

平成22年の11月20日に出た常陽新聞でご質問されていたかと思うのですが、こちらで利根町の水道事業には17年度末で20億8,000万円の内部留保資金があるとされると。また、

統合時には14億2,000万円が残ると数字で書いてあるのですけれども、この点につきまして、どうしてこういう数字が出てきたのか、県南水道企業団の方に問い合わせましたところ、所長が持っていた資料が平成18年度に県南水道へ見込みとして出した数字を言ってしまったということで、数字の方はちょっと違った金額になっているかと思います。

平成17年度に正式に県南水道に利根町水道事業を統合してくれということで申し入れをしていますので、その当時の資料だったのかなと思っています。

それから、水道水使用料、先ほど町長が申しあげましたとおり、一概に言っているのは水道水の使用料の方を言っていますので、それにつきましては池辺企業長の方が、料金をすぐに統一化することはないと答えておりました、これは新聞記事のとおりかと思います。

これはどうしてそういうことになっているのかということになりますと、平成21年の6月30日、統合に関する基本協定書が結ばれたわけでございますが、この協定書の第3条の中で、甲（県南水道企業団）と乙（利根町）の地域における住民の水道料金及びその他の負担を甲の水道事業の給水地域の住民の負担と同一にするということで、いずれは一本化しますよということ言っています、その後、ただし時期については甲乙協議して定めた日からとするとうたっているんです。

それで、この時点ではまだ料金統一が決まっていますので、それで料金をすぐに統一化することはないという答弁をしたのかと思います。料金の統一時期につきましては、先ほど町長が答弁しましたとおり、今後正副企業長と、それから、町長と、首長4人で決めるものと思われま。

それと県南広域水道用水の値下げについての要望の回答ですが、日にちはどうでもいいことなのですから、何度もあれなのですが、ここに文書があるのですが、2月の27日木曜日午後2時から県南水道事務所会議室で行っております。

高木議員方が行かれたのは、その前日の26日だと企業局の方から聞いております。

それで、この回答書につきましては、あくまでも企業局の方で作成したもので、内容につきましても国と県のものでございますので、私、ここで詳しいこと答弁できませんので、この回答書を私持っていますから、もしこれでよければ差し上げますので、それで答弁にかえさせていただいてよろしいでしょうか。

議長（若泉昌寿君） 13番高木博文君。

13番（高木博文君） 最後の質問になります。

先ほど町長ほか総務課長、また教育長の方からお答えいただきましたけれども、いずれにしても住民の安全・安心、子供たちの安全・安心にかかわる重大問題なのです。私どもとしては、知恵を出し、同時に財政的な負担も含め真剣に考えなければいけないのではないかと。

特にこの県のもの、確かに4分の1しか県としては措置しないかもしれませんが、それぞれの自治体がどれだけ熱心にそれを要請するのか、ここにかかっていると思

ますので、利根町としては、いわば絶好のチャンスとして受けとめてやっていただきたい。言わずもがなのことではありますけれども、その点をさらに追求し、あわせて町長としての決意を伺いたい。

また、恐らく教育長や町長の手元には、それぞれのPTA関係者の要望等も届いていると思います。それは決してお金のかかるものだけではありません。具体的にもっと知恵を出せばやれる部分も幾つか具体的に提起されております。これらを真剣に受けとめていただいて、まず父兄を含む関係者に、利根町が一生懸命安全・安心なまちづくりで頑張っているんだという形のものをつくっていただきたいということです。

全体の安全・安心で言えば、例えば布川の商店街に栄橋から入ってくるところも、あそこも40キロですね。私が自動車学校に行っていたときに、その教官が、あそこは40キロというのは非常にむちゃだと、あそこなど当然30キロに制限しなければいけないんじゃないかという話もしていましたけれども、町内を見渡せばそういう部分もあろうかと思いません。そういう意味では、町長は町民の安全・安心のまちづくりということを再三いろいろな場面で強調されておるわけですから、そういう点についてはしっかりと受けとめていただきたい。

また、教育長等におかれましても、PTA関係者からの具体的な要望等が文書で出されたりいろいろしていると思いますから、ぜひそこは誠心誠意受けとめてやっていただきたいというぐあいに思います。

また、水道料金の関係です。

やはり町長が、私はその姿勢を持っていないとは思いません。今後の多分県南水道企業団の管理者との交渉においても頑張ってくるのだらうとは思いますが、住民は利根町の水道料金が高いということ、今までも痛切に訴えてきていたのです。しかし、地下水くみ上げという特別な事情があるから、利根町は仕方ないと、そこそこおいしい水を飲んでいるという思いもあったわけですが、今度、持参金の金額は10億6,000万円か10億円2,000万円か、その使い方の違いはあるでしょうけれども、いずれにせよ14億円余りの今までの高い利根町の水道料金から生み出した内部留保資金を県南水道企業団に提供するわけですから、せめて料金ぐらいは一緒にしてほしい、これはだれしもが思うところだと思います。

岩佐議員もこの点を後ほど追求されるやに聞いておりますけれども、これは住民の一般的な思いです。県南水道企業団へ入ったとするならば、当然同じ料金になるのだらうと。それで見てみたら、加入金については入った時点で増額です。加入料金は利根町は異常に安いのです、はっきり言って。約10分の1ぐらいの数字です。

先ほど福田課長は、私は新聞のものを見て言ったように何か言われていましたけれども、これは県南水道企業団の中で出された文書なのです。そこにちゃんとそういうことは一応書いておりますから、別に新聞の報道でここで物を言っているわけではなく、これは明ら

かに利根町が県南水道企業団に入ることによって、県南水道企業団は平成32年までは黒字も続けられるし、この間、いろいろなことがあったとしても、十分ペイできるんだと、だから利根町を迎え入れるということをはっきり言っているんです。

だから、それを考えれば、水道料金がそのままというのは余りにも虫がよ過ぎると、私に言わせたら利根町住民をばかにしているというぐあいだと思います。

だから、私どもも県南水道企業団の議員である私どもにかかわる人たちには徹底してそういう働きかけをしていきますので、町長としても住民の利益を守るために最後まで粘り強く、ぜひ奮闘していただきたい。このことについての決意のほどをひとつ伺いたいというぐあいに思います。

教育長も含めて今後に向けての決意をひとつ伺って、私の3回目の質問を終了させていただきます。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

通学路の問題については、昨日も都市建設課と打ち合わせをしたということで、安全・安心な道路づくりの24%の補助金をどこの地区に使えるかということで、きのうも検討しておりますし、今後とも子供たちの通学路の安全確保は図っていかねばならないと考えております。

それと、水道料金につきましては、先ほど申し上げましたが、3首長と私と正式にまだ会議を持っておりませんので、ただ個々にはお願いしております。大卒のいつごろという時期も正直言って出ております。ただ、この4者会議で正式に最終的に決まるわけですので、その4者会議の中で決まらない限りは、きょうここで答弁できるような状況にはないということでご理解をいただきたいと思います。

できれば、町といたしましても、余りにも今の県南水道企業団の言い分ですと、いいとこどりが過ぎますので、先ほど高木議員がおっしゃっていましたが、余りにもばかにしているような状況でございますので、そういう点も踏まえて各首長とお話し合いはしておりますので、なるべく利根住民にとっていい方向で、なるべく早く料金が統合するように進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

議長（若泉昌寿君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 質問にお答えします。

先ほど登下校の指導については、十分学校の方からも指導するというところで行いますけれども、3月の25日から子供たち春休みになります。その折にも、特に交通安全については、どの学校でも事故に遭わないように注意するというところで、十分保護者の方にそういったものを啓発すると、それを続けていきたいなと思っております。

それから、各学校で今、安全点検ということで行っておりますので、その辺も教育委員会として、また関係機関もお願いすることもあると思いますが、そういった関係機関と協力をもちながら十分交通安全に心がけていきたいなと思っております。

よろしくをお願いします。

議長（若泉昌寿君） 高木博文君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午後 2 時 2 0 分休憩

午後 2 時 3 5 分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4 番通告者、9 番五十嵐辰雄君。

〔 9 番五十嵐辰雄君登壇 〕

9 番（五十嵐辰雄君） 4 番通告、9 番五十嵐辰雄でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

次の 3 点について質問いたします。全部、利根町の政策としては優先順位は上位でございます。1 番、県道美浦栄線バイパスの供用開始の時期について、2 番、若草大橋の無料化と千葉県側への延伸計画について、3 番、旧利根中・旧布川小跡地の活用策について。

まず、1 番の県道美浦栄線バイパスの供用開始時期についてお尋ねいたします。

利根町の発展の妨げになっているものは、道路交通網の整備のおくれが原因です。栄橋の渋滞緩和策として第 2 栄橋の建設が、利根町一丸となり県に要望、陳情を重ね、長い間の願望でした。やっとの思いで若草大橋が架橋されました。しかしながら、栄橋の渋滞はひどいもので、特に土曜日曜日の渋滞の激しいときは、夕方には、時期にもよりますけれども、県立龍ヶ崎南高校付近まで続くときもあり、栄橋の渋滞は一向に改善されておられません。

美浦栄線バイパス工事がおこなわれているのは、予算の関係や用地買収の進まないのが原因だと思います。そこで、次の点についてお伺いします。

まず、1 番の用地買収の状況はどうなっていますか。もし資料がありましたら、利根町と龍ヶ崎市の区域に分けてお答えください。

それから、2 番ですが、県の予算でございますが、平成 22 年度及び平成 23 年度について、どのような予算でございますでしょうか。

3 番で供用開始ですが、何年度を予定しておりますでしょうか。

以上、3 点についてお尋ねします。

それから、2 番でございますが、若草大橋の無料化と千葉県への延伸でございますが、民主党はガソリンの暫定税率の廃止、高速道路の無料化を政策に掲げ、政権を獲得しました。2011 年度の高速道路料金は上限 2,000 円とする案や無料化実験等について、国土交通

省では二転三転しています。夜間のトラック無料化実験など、高速道路の利用促進や物流コストの削減が目的として効果を今現在国の方では検証しております。しかしながら、国の方向性もまだはっきりした方向は決まっておりません。昨今の予算委員会等におきましても、国土交通大臣はいろいろな、その場限りの政策を発表し国民に大きな迷惑と負担をかけております。

高速道路は多額の工事費を要するため、有料とするのが日本の既定概念でございます。しかしながら、アメリカ、ヨーロッパ等では高速道路は以前から無料でございます。橋については一部有料等ございますけれども、ほとんど欧米諸国では高速道路は無料でございます。そして、毎日のように利用頻度の高い人は、たとえ若草大橋の通行料が200円といえども往復400円でございます。負担は相当容易ではありません。高速道路が幾ら走っても2,000円とか1,000円とか、そういう状況のもとで往復して400円の負担というのは相当でございます。

そこで、これは県でございますけれども、利根町にとっては一番大きな願望でございます。そこで、町長として県の方へそういう無料化等の話はこれまでしているかどうか、これからお願いしたいと思っておりますけれども、町長の所信とお考えをお尋ねします。

それから、千葉県側への延伸でございますが、これは千葉県の方でございますので、やはり美浦栄線は茨城県の方から千葉県の方へ向かうのでございますけれども、千葉県としては余り関心事ではないと、そのような認識を持っておりますが、町長の考えをお尋ねします。

それから、3番でございますが、旧利根中、旧布川小跡地の活用策でございますが、これは午前中、朝一番で高橋議員がいろいろと質問しまして重複する点が多々あると思っておりますが、通告いたしましたので、通告どおり質問させていただきます。

旧利根中、旧布川小跡地については、昨年6月、利根町土地利活用推進協議会を立ち上げ、検討を進めているところ、学校法人タイケン学園から4年制大学開学の提案があり、1回の委員会で即委員会の方では結論を出したそうでございます。結果論でございますが、やはりこれは結論を出す前にもっと慎重な審議をし、利根町民に広くこういったことを情報提供し、利根町民の意見等も取り入れて結論を出してほしかったと考えます。

旧利根中跡地は、建物を利用した農産物直売所でしたけれども、タイケン学園に建物は譲渡しました。直売所は建物はないのでございまして、利根中のグラウンドの上に建物をつくらなければ直売所は運営できませんので、直売所をつくる場合の、あそこはグラウンドでございますが、用途地域についての考えでございます。用途地域の考えについてお伺いします。

それから、次、利根町土地利活用推進協議会の結論でございますが、これはタイケン学園の方は決定しましたけれども、これから旧東文間小学校と立木地区の6.3ヘクタールの土地でございますが、これについての答申でございますが、これは諮問がなければ答申は

ないのでございますけれども、協議会のこれからのあり方でございますが、まず当局に協議会の方の結論でございますが、どういう形で出されますか、その点、お伺いします。

それから、農産物直売所の事業主体でございますが、午前中、高橋議員に対する答弁であらまし事業主体はわかりましたけれども、もう一度事業主体について、町長のお考えをお尋ねします。

議長（若泉昌寿君） 五十嵐辰雄君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、4番通告、9番五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

昨年12月定例会におきまして、県道美浦栄線及び若草大橋に関する同様の一般質問が出されており、その際に答弁申し上げたとおりでございますが、その後、この事業は順調に進められているところであり、この進捗状況につきまして、改めて答弁を申し上げます。

初めに、一つ目の美浦栄線の供用開始の時期についてということでございますが、龍ヶ崎市八代町の主要地方道竜ヶ崎潮来線、いわゆる潮来街道から龍ヶ崎市宮淵町の現道美浦栄線までの区間について、バイパスの新設工事が現在進められているところであり、本年夏ごろには工事が完了し、供用開始の予定であるとのことであります。

この区間のバイパスが完成いたしますと、潮来街道からこの美浦栄線バイパスに入り、宮淵町の現道美浦栄線に接続し、そこを左折し河内町生板で右折して取手東線に入り、加納新田を左折すると若草大橋有料道路へとつながることになります。

これまで龍ヶ崎市方面から若草大橋有料道路へのアクセスは、一般県道立崎羽根野線から取手東線を経由して入る路線が主でありましたが、もう1本の路線が加わることによりまして、若草大橋を利用する交通量も増加するものと期待をしているところでございます。

また、残っているバイパス区間において、惣新田の北部の新利根川にかかる橋梁工事を行うに当たり、支障となる排水路のつけかえ工事が、今年3月から始まります。また、橋の前後の地盤改良工事についても、間もなく着手するとのことでございます。この区間には、取得できていない用地が何カ所かあるとのことでございます。

今後、県としては鋭意努力して早期完成に努めていきたいと話しております。

利根町側はほぼ用地の確保はできたということでありまして、今、用地の買収が困難なところは龍ヶ崎市地内であるということでございます。

次に、二つ目のご質問の若草大橋有料道路の通行料の無料化はとのことでございますが、茨城県は昨年（平成22年）1月から3月までの3カ月間、通行料金無料化の社会実験を実施しました。その結果、無料期間中の調査日における交通量は、無料化前と比較して、平日は約1,500台増の2.9倍、休日は約1,600台増の約2.6倍となりました。平日の栄橋で約1,000台、長豊橋で約470台、合計しますと約1,500台の交通量が減少していることから、

この減少分が若草大橋有料道路に転換したものと考えております。

また、休日については、栄橋、長豊橋の減少分以上に若草大橋有料道路の交通量が増加しており、無料化によって買い物など地域間交通が新たに発生していると思われま

す。このようなことから、若草大橋有料道路の交通量の増加することによって、周辺道路の渋滞緩和や地域の活性化が図られていくと考えられます。

しかしながら、若草大橋有料道路は、平成18年に供用開始してからまだ時間がたっていないことや、仮に通行料を無料化した場合、ほかの有料道路まで影響することなどを考えると、無料化することは難しいとのことでありま

す。今回の無料化実験は、通行する方の料金を無料化したものであり、その原資分は茨城県において負担しているわけでありま

す。もし無料化を実施するのであれば、無料化した減収分をだれが負担するかが問題となることから、通行の無料化は難しいと考えております。次に、若草大橋の千葉県への延伸はとのことですが、茨城県では若草大橋の計画当初から千葉県とは協議を重ねてきたと

のことです。また、その後、随時千葉県側と継続的に道路交通機能の向上を図るため話し合いを実施しているとのことであり、この道路は茨城県と千葉県をつなぐ幹線道路、千葉茨城道路として位置づけしており、重要度については今でも変わりはないと認識しているとのこと

でございます。続きまして、三つ目の旧利根中、旧布川小跡地の活用策についてのご質問にお答えをいたします。

旧利根中学校、旧布川小学校跡地活用につきましては、去る2月14日開催した臨時会におきまして、財産処分等の議案を可決していただきましたので、現在、タイケン学園で大学設置認可申請の手続きを進めているとのこと

でございます。一方、町におきましても、地元布川地区への説明会を今月の27日に開催する予定で作業を進めているところでございま

す。それでは、1点目のご質問の学校跡地の活用策で、利根町土地利活用推進協議会の答申はいつまでかについてお答えをいたしま

す。議員のご質問にありますように、町民と行政が一体となって学校跡地等の利活用計画を策定するため、昨年6月、この協議会を立ち上げ、現在まで5回の協議会が開催されたところ

でございます。また、今月18日には第6回目の協議会を開催する予定となっております。この学校跡地等の利活用計画の策定につきましては、コンサルタント業者、ランドブレイン株式会社に業務を委託しており、土地利活用推進協議会で協議した事項を集約して、今月末までに利活用計画書が提出されること

になっております。ただ、念のために申し上げますと、この利活用計画書ができ上がれば、協議会での議論は終了になるわけではございませ

性や活用方針を示した計画書でございますので、実施に向けた具体的な議論や実現化計画につきましては、平成23年度以降、引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の用途地域の変更手続の進め方についてのご質問でございますが、都市計画法に基づく用途地域の変更手続の進め方について申し上げますと、本町は首都圏整備法による近郊整備地帯に指定されておりますので、用途地域変更の決定につきましては、茨城県知事が県都市計画審議会に付議し、国土交通大臣の同意を得て、茨城県知事が決定することとなっております。

まず、用途地域変更の都市計画素案について、県との協議、国との下協議を行い、町都市計画審議会への諮問、審議、地元説明会、県による公聴会等で協議を重ね、原案を作成し、その後、国との事前協議になります。

そして、国との事前協議が終了しますと、案の公告、縦覧、県都市計画審議会の審議を経て国土交通大臣の同意を得て、県知事が決定、告示をいたします。

以上が用途地域の変更手続の進め方となっております。

次に、3点目の農産物直売所の事業主体についてのご質問でございますが、先ほども高橋議員ご質問の答弁でも申し上げましたが、土地活用推進協議会で行った優良事例の農産物直売所等の視察でも、そのほとんどが第三セクターによる運営でありました。そのため運営主体の一つの手法として第三セクター方式を土地活用推進協議会に示したところでございます。

農産物直売所につきましては、運営主体を含めて検討しなければならない課題が多くございますので、来年度組織する農産物直売所等開設準備委員会の中で、これら課題の検討を行ってまいりたいと考えております。

議長（若泉昌寿君） 9番五十嵐辰雄君。

9番（五十嵐辰雄君） ただいま、町長の答弁を拝聴いたしましたけれども、美浦栄線バイパスの問題ですが、龍ヶ崎市の八代町とか宮淵町、いろいろ利根町以外の区域の地名が出ましたけれども、私も大体概観上は地名が何となく想像できます。

それでは、2回目、まず、県道美浦栄線バイパスの供用開始でございますが、いずれ近いうちの供用開始ということで期待してっております。

それで、利根町の方は用地買収がほぼ完了と、龍ヶ崎市の方が一部未買収地区があると、工事の場合は用地買収が一番でございます。用地買収をして、あとは権利調整、利害調整、予算がつけば工事は順調にいくと思うのです。利根町では今まである地区においては権利関係で複雑してしまっていて、用地買収が難航したことがございます。買収が終われば、今度は順調と思います。

それで、この事業でございますが、これは県の事業でございます。町と議会と一緒にあって竜ヶ崎土木事務所及び県本庁に何回もお願いするしか方法はございません。この道路は龍ヶ崎市と利根町、それに河内町の1市2町が関係しております。その中で利根町が一

番影響力が多いところでございます。県の事業については、地元選出の県議員にも精いっぱい仕事をしてもらおうと思うのです。

昨年12月に行われました県議会選挙で各候補者が選挙運動を利根町においてやりました。その中で当選した候補者は、利根町発展のために一生懸命働くと、そういうことを有権者に訴えまして当選したと、そう聞き及んでおります。利根町選挙区にも県議員が3人いるのですから、県議員の先生方にも、こういう仕事をさせていただきたいとお願いするにも、やはり地区住民とか地区団体では効果が薄いのでございまして、行政のトップの遠山町長がみずから旗を振って、河内町長とか龍ヶ崎市長を取りまとめて、県の方へ陳情を強力にお願いします。

それから、千葉県についても、関係する市町村長と一緒に森田知事にお願いするしかないと思うのです。千葉県側は余り関係ないという話でございますので、確かに若草大橋が開通しても栄橋から千葉県側へ渡るときの朝夕の通勤ラッシュ、これはひどいものでございます。役場のここから見ますと、3方向、4方向から栄橋に一極集中して集まってきます。朝夕の通勤の方の気持ちもわかります。本当に混み合って、我先に車が押し込んできますから、その経過を見ますと、やはり町でも早く若草大橋の無料化も含めてお願いしたいと思うのです。

それで、町長に伺いますと、無料化実験で交通量がふえましたので、これをぜひやってほしいと思うのです。採算については別でございます。現在の交通量でしたら、何年かかっても確かに返済はできないと思うのです。

それから、もう一つ、取手市から我孫子市に行く利根川にかかる新大利根交通橋有料道路、これは平成22年4月1日から無料化が実現しました。これも地元の強い要望で、その結果が実現したわけでございます。県庁から見れば、利根町の方は一番の県の最南端でございまして、本当に困っている状況、これは県本庁の方では余りわからないと思うのです。ですから、幾ら地域住民が声を大きくしても、住民の声というのは届きませんので、やはり町長とかにお願いして、県の方へお願いするしかないと思うのです。

それから、若草大橋はご案内と思うのですけれども、県の道路公社がつくりましてやったのでございまして、これは投資財源は道路の使用料から回収するという説明でございますけれども、今の状態ですと、通行料だけでは到底管理人の人件費も出ないという状況でございます。そして、午前6時から午後8時までは有料と、夜間無料と、そういうわけでございます。それならいっそのこと全部無料にして交通量を多くして経済効果を上げた方がいいと思うのです。それをぜひお願いします。

次に、旧利根中と旧布川小学校の跡地活用でございますが、これは午前中、高橋議員の質問に対して答弁がありましたので、二、三お伺いしますけれども、3月1日の議会本会議が終わってから議会基本条例の制定の件で議会の協議会が開催されました。その中で若泉議長の方から話がありました。内容は、旧利根中、旧布川小の件でございます。タイケ

ン学園の理事と事務員が若泉議長を訪ねまして、内容でございますが、文部科学省に近々書類ができ次第、大学開学の認可の申請をしますと、それで10月ごろ大学設置審議会の方が現地調査をしますと。タイケン学園の言い分としては、そのときまでにある程度旧利根中と旧布川小の校舎、建物を改築しないと本当にやるのかやらないのか、あの状態では信用置けませんと、ですから、4月から早目に着工して、10月までにはある程度開学の準備がほぼ完了と、そういうことが若泉議長に説明とお願いに来たそうでございます。

若泉議長の話ですと、4月からあそこに工事が始まった場合には、地元住民がびっくりしてしまうと。若泉議員は厚意を持って議員にも話しておくよと、私のところでも相当時間かけて話をしましたと、それで高橋議員が町長にその件を質問したわけでございますが、それで高橋議員が、町長このことはどうですかという質問に対して、町長いわく、聞いておりませんと。これ4月から改修工事が始まって莫大な投資資金をつぎ込んで改修するわけです。町長が聞いておりませんと、これは2月の12日の臨時会で資産をタイケン学園に譲渡契約したんですよ。これは条件つきでございます。町民の財産を対価で譲渡契約しました。その貴重な財産を、工事が始まるのに町長に報告しないタイケン学園のあり方がちょっと疑問に思うのですね。

よくわからないのですけれども、役場の中の風通しが決してよくありません。こういう大事な問題は、もっと役場の中で風通しをよくして、町長にこういった事案について、これ重要案件でございます。莫大な金をかけて工事が始まるのですから、一刻も早く町長にもこういったことをご理解願いたい、それが私の願いでございます。

それから、土地利活用推進協議会でございますが、これは農産物直売所の名目だけを決めるものでございますか。農産物直売所をつくるための協議会、直売所をつくる場合には、結論ありきが先にいってはまずいと思うのです。やはり直売所に来るお客様の買い物客の動向、それから、お客様の商圏の範囲、それから、千葉県と茨城県の交通量調査、それから、栄橋の道路事情調査、こういった総合的な購買行動を調査する必要があると思うのです。利根町の在住人口1万8,000人を対象にする直売所では発展に限界があります。やはりお客さんというのは商圏の奪い合いでございます。河内町にあります直売所、千葉県にもありますけれども、商圏調査、直売所という名称を決めるのでしたら土地利活用推進協議会の意味がないのですよ。20何名の方が集まって7回、8回と議論しても、こういった直売所が採算に合うかどうかということをよく検討する必要があると思うのです。

千葉県の方の先進事例をバスか何かで見に行ったということのを伺ったけれども、見に行く前に、自分の地元の立地環境、栄橋の渋滞がひどいですよ。ですから、お客さんがあそこに買い物に来て、なかなか土曜、日曜で一番売れ筋の時間には、あそこへ車で買いに来て、なかなか出るのが大変でございます。ですから、市場調査、これも高野課長のところのまちづくり推進課の方でそういう点もよく調査をしたかどうか、ただバスに乗って成功した事例を短時間で見に行くと余り意味がないのですよ。下から積み上げて、苦勞の

中で営業を開始するという点でございます。そういう点の高野課長のお骨折りをここで
お尋ねできれば幸いです。

それに関連しますけれども、来年度の予算でございますが、これはこの次、特別委員
会で十分な議論がされると思うのですが、農産物直売所等開設準備委員会運営支援業務委託
419万円でございますが、これは店舗開発の専門者も中に入ると思うのですが、この419万
円という予算の積み上げはどのような積み上げをしたかどうかでございますが、これは農産
物の直売所の名称と大いに関係あります。

それから、町長は、第三セクターということも一つの例として挙げましたけれども、出
資しないと事業はできませんね。その出資する場合の、事業主体はどのような形にしても、
出資しなければできません、ゼロでは。出資しても自分の手持ち資金というのは限界があ
りますので、多分金融機関から借りると思うのですが、その場合の債務保証、これは成功
するとは限りませんので、成功することが前提でやりますけれども、損失した場合の債務
保証、これはどう考えていますか。事業主体はどうあっても債務保証ですね、物事が始ま
る場合の債務保証、そして金融機関でも日本航空とか、そういう国策の場合は銀行でも債
権を放棄しますけれども、多分利根町に何億円と融資する場合に、債権に対する債務保証、
これは債務保証をしないとまずいと思うのです。その場合、町長の判こでは債務保証はで
きません。これは利根町がやるのですから、利根町としての債務保証。そのくらいの覚悟
がなければ金融機関でも貸してくれません。

農協でも前向きに検討するという話でございますけれども、検討する場合でも協力とい
うことは資金援助、資金の出資団体でないためでございます。出資する範囲の資金負担
なら結構でございますけれども、出資する範囲の資本金では到底できませんで、その何倍
かの設備資金、運転資金が要りますので、債務保証に対するお考え、これは第三セクター
にしても何にしても、今現在町長が思っている方針については債務保証はどのような考えで
すか、その点をお伺いします。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

取手の大利根大橋の上流にかかっております布施弁天のところへ行く有料道路についま
しては、当初の通行料より早く通行料が回収できたということで、予定より早く無料化し
たということは聞いております。陳情によって無料化になったということは、私は伺っ
ておりません。

それで、町長が先頭に立って県議会と連携を取り合いながら云々という話がありまし
たが、そんな関係で申しますと、加納のバイパス、今盛り土工事をしていきますね。あの盛り
土工事しているところから下流に向かって取手東線の23年度中に200メートルのU字溝の
ふたの設置を完了していただくということで、竜ヶ崎工事事務所の方から報告が来ており

ますし、そこから若草大橋の入り口まで約400メートル、200メートル終わった時点から400メートルあるのでありますが、それは24年度から、予算の関係もありますが、予算がつき次第、24年から若草大橋の、24年、25年の2年かかるかわかりませんが、24年度から引き続きU字溝のふたの敷設替えをしていただくという報告を受けております。

また、若草大橋の入り口から下流、西側の道路につきましては、150メートルふたがついていないので、こっちから行くと加納の方へ向かって東文間の方から行くと左側の歩道が途中で切れているところの右に加納の消防団の機庫があるのでありますが、その先当たりから若草大橋の入り口まで、U字溝はやらないがふただけはやっていただくように、ある県会議員が請願して、来年度中にはやっていただくということになっております。

これからも、私も県会議員も連携を取り合いながら、利根町のそういうインフラ整備も進めていきたいと考えております。

4月から利根中の改修にかかるということは、正直言って聞いていないというのは、タイケン学園の柴岡理事長と行き合ったのは28日ですから、それで先ほど確認しましたところ、実際には5月になるだろうということでございます。4月からはかかれぬ、5月になるだろうということです。それで10月までに改修工事の80%が終わっていないということで、文科省の指導があります。それは私も承知はしております。

直売所の件に関しましては、財務内容、出資、第三セクターにするには出資する、債務保証等々いろいろありますが、これは先ほどから答弁しているように、開設準備委員会の中で、今できれば各専門、財政的、また商品、また食堂の経営している方、また経験者、そして物販の代表取締役、また元物販の専務取締役等々、その専門、専門の委員に委員になっていただいて、その方たちのご意見を拝聴しながら、最終的にはすべての面について決定していくということでございますので、今、まだ準備委員会も立ち上げない時点で出資だ債務保証だどうのこうのとと言われても、まだまだそういう時点ではございませんので、あくまでも開設準備委員会の中でそういう細かいところを詰めていって、直売所の開設に持っていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

詳細につきましては、担当課長の方から答弁をさせます。

議長（若泉昌寿君） まちづくり推進課長高野光司君。

〔まちづくり推進課長高野光司君登壇〕

まちづくり推進課長（高野光司君） それでは、五十嵐議員の質問にお答え申し上げます。

大部分は町長の方から答弁があったとおりでありまして、第1点目の4月から着工したいということでありまして、議長と理事長の会話の中に私もいまして、先ほど町長が言いましたとおり、10月に文科省の現地調査があるよと、そのときまでに8割方教室の用に供していないと、4月から開設できないだろうという基準判断があるので、なるべく8割方までやりたいと。そうは言ってもある程度10月までには完成しておかないと、4月の実施

に、開学に疑問を持たれるのではないかという趣旨です。

ですので、できれば4月からやりたいですよというのが理事長から議長に話した内容です。それは担当者もいましたので、確認しながらのお話でした。

その中で、改修工事をやるためには、中を改修しますので、県の建築確認の同意がないと工事着工はできません。我々、事務レベルで協議した中では、まだ一度工事の担当者が来て現場を見て、改修箇所を今設計している段階だということを聞いてございます。ですので、これから県に行って調査して指導を受けて、実施までには、早くて町長が言われた5月以降ではないかと考えております。

あと、いろいろな調査につきましては、先ほど町長からありましたとおり、専門委員会ですか、農産物等直売所等開設準備委員会ということで、五十嵐議員言われたとおり、これから特別委員会の方で予算の審議をしていただくわけでございますけれども、その中で直売所の採算の計画を委員会の中で検討していただく、その中には基本的には直売所をやるんだというものを、まず協議会の中で位置づけをしていただく。位置づけがないと、やるかやらないかわかりませんので、今月の18日に第6回の協議会が開催されますので、そこである一定の同意をいただくということでございます。その中で直売所の採算に合うかどうかという、決定していただいて、そこから来年度コンサルタントに支援をいただくと。我々がいろいろな形で、今、町長が言われた委員を募集しまして、直売所の採算性に合うようなものが実際できるのかという形の協議をしていただきます。その中では、答弁に答えたとおり、目標売上高とか利益見込みとか、いろいろな全体事業費をまず協議していただきたいと思います。その中でコンサルの専門的アドバイスをいただくということでございます。

また、直売所の運営主体をどうするんだというお尋ねがありましたので、特に第三セクターということがある程度一つの案として出ますので、それに参加していただく方にこの段階から入っていただいて協議していただくと、そこにはJAとか商工会の代表だとか、農業の地元の経営者とかを一緒になって入っていただければ、よりスムーズにいくのかなと考えてお願いしていきたいと考えております。

また、特に重要な農家のネットワークづくりというのが大事でございます。高橋議員言われたとおり、我々も視察に行ったときに多くの農家の方が参加していかないと成功しないというのは、我々も研究しましたし、実際に伺っておりますので、いかにしてそのネットワークをつくっていくのかということです。

確かに農家が今どういう状態にいるのかというのが、組合会長、増田会長からもいろいろ我々もご指導いただいておりますので、いかにしてネットワークづくりをしていくのかというのが、土台づくりの一番重要なかなと感じております。

また、経済課長ともいろいろ相談して、成功するための手法をいろいろ考えようということで、あらゆる農家の皆さんの実態も協議しながらやっていきたい。このメンバーにな

っていただく方も、今、土地利活用協議会の中で協議していただきますけれども、その中にいろいろな団体の代表者がおりますので、そこらの人の知恵もかりて、なおかつ、一般の方の、利用される方が大体女性の方が多いということですので、そういう方の参加も呼びかけてやっていきたいと考えておりますので、またいろいろ詰めていきたいと考えております。

また、協議会のあり方ということがありましたけれども、協議会は直売所ありきという話ではなくて、特に最初の設置要綱の中にもうたっていますとおり、いかにして学校の跡地を有効活用していくのかというのが前提でございます。特に都市マスタープランとか振興計画、行政改革の大綱等にも一定の目標がありますので、それに従って産業文化振興・活性化等々のものを目標にしてやっていくため、その中で各委員から質問がなかなかアイデア等が出なかったのも、一つの案として町長の方から、では農産物直売所というのがいろいろな活性化につながるだろうと、にぎわいを得たいんだという形で承認をいただいたということで、いきなり農産物をやりたいから皆さん意見どうですかというスタンスはとっていなかったと考えております。

ただ、その中に皆さんの意見がなかったのも、その案でどうですかと提示して、大方の人がよかろうと、その中にもいろいろ高橋議員が言われたとおり、我々も心配して、同じですけども、採算性が合うのかとか、ネットワークをつくれるのかという議論もありました。ですから、我々ある程度活性化とか産業振興というのは、今まで何十年間も我々に課題されてきて、利根町何もなっていないんじゃないかという形が多くの議会等であった中で、具体的にそういう跡地があったので、そこにチャレンジしようという意味も含めて、農産物をつくることによって多くのみんなが来てできればいいんじゃないかということがあると思います。それが都市計画マスタープランとか振興計画に見られた住民のアンケートの結果だと思っておりますので、それに向けてある程度来年の準備委員会の中で検討していくと。そこでいろいろな結論が出ると思っておりますので、一長一短に来年できるからという話ではないと考えておりますので、多くの知識、知恵とかいろいろなアイデア、我々はいろいろな広報等でアイデア募集をしています。なかなか皆さん、いろいろなアイデアをいただけないということです。

直接議員の中からもいろいろいいアイデアも出していただいたと私どもも聞いておりますし、皆さんの意見を聞きながら、これから直売所等の一つの案として実施に向けて計画をして協議していききたいと考えております。

議長（若泉昌寿君） 9番五十嵐辰雄君。

9番（五十嵐辰雄君） 先ほどの、「竜ヶ崎土木事務所」でなくて「竜ヶ崎工事事務所」と訂正します。申しわけなかったです。

それでは、3回目でございますが、用途地域ですね。確かに用途地域の変更は手続が相当、県それから国、また地元説明会、公聴会等で相当な年月がかかります。ですから、用

用途地域を変更する場合がありますが、建物の概要が決まらなると用途地域の方も決まらなと思うのですが、第2種中高層住居専用地域は、店舗をつくる場合は500平米以下でしたら、今の用途でも十分に建物は建てられます。これを超える場合には用途地域をランクを上げると申しますか、第1種とか第2種住居地域に上げなければならないと。ですから、その場で面積が決まったからとなかなかいかないので、町の骨格、方針等を早目に決めた方がいいと思うのです。問題を先送り、先送りではだんだん先にいってしまいますよ。

町長も選挙では公約、マニフェスト、町長の任期は4年でございますので、任期中にぜひ開所式ができるように願っております。問題を先送りしては、社会の変化は相当早いですね。優勝劣敗でほかの市町村に負けてしまいますよ。先手必勝で早目に着工するのがいいと思うのです。

それから、第三セクター方式いろいろありますけれども、農産物の直売所の検討委員会に任せるのもいいんですけれども、骨格とか根幹というのは、町の姿勢、方針というのははっきりしないとなかなかこういう団体では審議できませんよ。問題を先に送ったのではだめです。私が心配するのは、資金計画、債務保証、仮定の質問にはお答えできないと思うのですけれども、やはり第三セクターでも相当資金が要ります。その場合は、農協の場合は高橋議員の宇田組合長の話ですと、消極的な参加でございますので、なかなか消極的参加というのは、営業というのは消極的営業では商売になりませんね。営業というのは積極的な展開ですから、商工会でも各種団体でも農家でも、役場でやるのだから何とかという消極的参加というのは商売になりません。やはり商売というのは、競争の中で勝っていくのですから、その点を高野課長にもぜひお願いします。人をかき分けて商売をしようと、それが商売の鉄則でございます。

ですから、資金については町の方針としては債務保証、この考えがあるかどうか、仮定の質問でございますけれども、もしやる場合には相当の資金が要りますね。建物をつくったり商品の仕入れとか何か、その場合の債務保証ですが、これは利根町がやらないと、恐らく銀行でも資金は貸しません。そして万が一の場合があっても債権放棄は多分しないと思うのです。国策なら別にしまして、その点の事業主体の考え方について、もう一度町長、お答えください。お願いします。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） お答えいたします。

別に事業を先送りしているわけではございませんので、手続を踏んでやっていかなければならないということは、議員もご承知だと思います。

また、債務保証等々も今後の準備委員会の中でどのような形にしていくか、まだ第三セクターという、先ほどからも答弁していますように、一つの手法としてということをお答えしております。第三セクター以外にももっといい案が準備委員会が出れば、その方向にな

るかもしれませんが、今の時点では第三セクターも一つの手法として選択できる選択肢の一つかなということでございますので、片方では住民説明をし、片方では先行してやれと言われても、どっちをとっていいか迷ってしまいますので、どうかそのところをご理解の上、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

議長（若泉昌寿君） 五十嵐辰雄君の質問が終わりました。
暫時休憩します。

午後3時31分休憩

午後3時45分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番通告者、4番守谷貞明君。

〔4番守谷貞明君登壇〕

4番（守谷貞明君） 皆さん、5人目になりまして大変お疲れのところ、最後の一人なのでもうちょっと我慢して聞いていただきたいと思います。それでは、通告順に従って質問いたします。

私は、利根町の基幹産業である農業問題と、それに関連する幾つかの事案についてお聞きします。

まず1番目、利根町農業の現状と課題。

まず、利根町の農業についてお伺いする前に、日本の農業の現状を農林水産省発表の最新のデータに基づいて簡単に整理しておきます。

1番目、農家戸数の推移。

昭和25年の618万戸をピークに減少を続け、平成22年には196万3,000戸と3分の1以下に減少しています。ここには、自給的農家（90万戸）、副業的農家（80万戸）、準主業農家（39万戸）が含まれていません。なぜならば、農水省の基準があり、年間農産物販売金額が15万円以下の場合は農家としてカウントせず、農家ではあるが「土地持ち非農家」という新しい行政用語で分類しています。

この土地持ち非農家という新しい行政用語を補足説明しますと、これは法律的な意味での用語ではありません。これは行政分類上の言葉で、あくまでも法律的な言葉ではないので、この分類で土地持ち非農家と分類された農家も法律的には農家で、農家としてのさまざまな恩恵や補助金やさまざまなものは、普通の専業農家と同じように受けることができるちょっと変わった名前ですね。ですから、ぬえ的な存在と言えないことはないと思います。

2番目、農業就業者の推移と高齢化。

農業就業人口も減少を続け、昭和60年の1,563万人から、平成17年には837万人と約半分に減っています。高齢化も急激に進んでいます。昭和60年の65歳以上の就業者率は19.5%

で、平成17年には57.4%と非常に高くなっています。

3番目、米価の推移（60キログラム、1俵当たり）。

昭和59年、60年、61年、ちょうどバブルのころですが、このころは平均米価が1万8,668円、このとき話題になったのが、1俵で2万円とか2万4,000円とかかなり高額で取り引きされているということも話題になった時代です。平成10年1万5,805円、平成15年1万3,748円、現在は場所によって多少の差はありますが1万2,000円前後だと聞いております。米価の下落傾向に歯どめがかからず、大変農家の方は苦慮されていると思います。

4番目、米の全国生産量の推移です。

昭和35年の1,286万トンから、平成19年では871万トンと32%も減産されました。昨年度は823万9,000トンで都道府県別に見ると1位が北海道59万100トン、2位が新潟県56万9,100トン、3位が秋田県44万300トン、4位福島県43万9,100トン、5位に我が県、茨城県が39万2,800トン、6位が宮城県で39万1,300トンとなっており、私たちの茨城県は5位の生産量となっています。

駆け足で日本の農業の現状を見てきましたが、農家戸数、就業者数、米価、生産量、すべての項目で減少しています。日本の農業が衰退傾向にあることがはっきりわかります。県と利根町にとっても大変深刻な問題です。そこで本論に戻り、利根町の現状と課題についてお伺いいたします。

昨年度の利根町の米の生産量はどのくらいあったのか。

2番目、兼業農家も含めた農家の総戸数は。

3番目、専業農家数は。これは全国平均だと専業農家は、先ほども言いましたように10%です。農産物の販売で生計を立てている農家の数を教えていただきたい。

4番目、就業者の平均年齢及び高齢化率はどのくらいか。

5番目、農地集約について、町はどのように取り組んでいるのか。これは農地法が足かせになっていると思いますが、最近改正されて農地営農円滑化法ができたと聞いていますが、その辺も含めてどのように取り組んでいるのかお聞かせください。

6番目、企業、株式会社等の農業進出、これは個人も含めてですが、をどのように支援していくのか、また、その支援する考えはあるのか。

7、米及び葉物野菜、花卉等の販売を行政として支援する必要があると私は思っていますが、どのような対策を今までとっており、今後どのような具体的な対策をとっていくのか、過去と現在、未来についてお伺いします。

8番目、圃場整備の進捗状況はどうなっているか。

9番目、利根町の農業にとって担い手育成が最大の問題の一つと考えています。今後どのような対策を考えているのか。

10番目、12月の議会でTPPについて参加しないことを求める請願が提出され、採択さ

れました。町当局としてTPPと農業問題についてどのように考えているのか。

以上についてお答えください。

1回目の質問を終わります。

議長（若泉昌寿君） 守谷貞明君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、5番通告守谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の昨年度の米の生産量はとのご質問でございますが、利根町全体の耕作面積1,174ヘクタールから転作確認面積290ヘクタールを差し引き、その残った主食用米の作付面積884ヘクタールに基準反収10アール当たり521キログラムを掛けた数量が生産量となり、その計算でいきますと、利根町の場合、昨年度は4,605トンの収量がございました。

ご質問の2から4点目の質問であります。2010年農林業センサス調査によれば、兼業農家も含めた総農家数は586戸、専業農家である主業農家数は48戸であります。農業就業者の平均年齢は68.5歳であり、65歳以上の高齢化率は68.8%となっております。ちなみに、茨城県は65.8歳。

次に、5点目の農地の集約化の取り組み状況であります。農地の集約化を図る場合、農地法及び農業経営基盤強化促進法による農地の貸借が考えられます。農地法での貸借の場合、貸した農地が戻ってこないのではないかと不安から、農地の貸し手が消極的になってしまう傾向がありました。こうした事態を解消するため、平成5年に農業経営基盤強化促進法が制定されております。

この法律は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するという目的を実現するため、意欲のある農業経営者を総合的に支援するもので、農地の利用権を設定することにより、一定期間での農地の貸借関係が可能となっております。町内における農地の貸借は、ほとんどこの法律によるもので、現在、158.3ヘクタールの農地が利用権設定をされております。

また、平成21年12月に農業経営基盤強化促進法が改正施行され、農地利用集積円滑化事業が導入されております。

この事業は、これまでのように利用権設定をするのでありますが、農地利用集積円滑化団体が農地所有者から委任を受けて、その者の代理で農地の貸し付け等のあっせんを行うものとなっております。当町では、利根町地域担い手育成総合支援協議会が、この農地利用集積円滑化団体となり、本年度からこの事業を推進しております。

今後もこうした事業を活用し、利根町農業経営基盤強化促進基本構想での効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標38%実現のため、農地の集約化を推進していきたいと考えております。

次に、6点目の企業の農業進出支援の件でございますが、平成18年5月に改定した利根

町農業経営基盤強化促進基本構想の中で、特定法人貸し付け事業の導入を規定しております。この事業は、農業者の高齢化や世代交代が進む中で、耕作放棄地を解消することが農業の活性化には不可欠であり、担い手などにより耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地有効利用の観点から農業生産法人以外の法人のリース方式による農地の権利取得が可能となるものでございます。

直近の利根町の耕作放棄地は、この間も答弁したとおり、全体の3.9%と、茨城県でも河内町に次いで下から2番目でございます。

平成17年9月の農業経営基盤強化促進法の改正により導入された事業であり、利根町におきましては、町内全域をこの事業ができる地域として区域設定をしております。

また、平成21年12月に施行されました改正農地法におきましても、農業生産法人以外の法人の農地借り入れが可能となっております。農業に企業参入を希望する企業は、畑地の借入希望が多く、水田が多い利根町には不利な状況にあります。特定法人貸し付け事業や改正農地法による企業参入はまだありませんが、耕作放棄地の解消等に寄与できる企業参入について、今後も推進活動等を行ってまいりたいと考えております。

次に、7点目の米及び葉物野菜、花卉等の販売を行政として支援する必要があると思うが、どのような対策をとっているかのご質問にお答えをいたします。

米につきましては、JA竜ヶ崎市において、町内産のコシヒカリを「とねの舞」というブランドで販売しております。この米をJA竜ヶ崎市と協力し、地場産業フェスティバルや駅からハイキングのイベント等で販売、また、利根町地場産業推進協議会のパンフレットやホームページに特産品として掲載し、町内外の方々に広くPRをしているところでございます。

また、米の消費拡大の救世主とも言われる米粉につきましては、地場産業推進協議会において推進しており、町内産の「とねのめぐみ」を製粉した米粉を、平成22年10月からJA竜ヶ崎市利根農産物直売所とポケットファームときどきつくば牛久店で販売をしております。

そして、この米粉を使用した特産品が町内の4店舗の飲食店において商品化されており、地産地消の推進にも寄与していると考えております。

野菜についてですが、JA利根直売所の生産者会議等につくば地域農業改良普及センターの職員を招き、生産履歴の記帳や土壌づくり、農薬や肥料の適正使用等の研修会を行っており、今後もJA竜ヶ崎市と県、町が協力しながら野菜、生産農家の指導、育成を支援していきたいと考えております。

花卉につきましては、町内にある竜ヶ崎花卉組合利根支部に対して、毎年花卉優良種苗導入資金の事業を使っていただいております。花卉、種苗の安定的な供給を支援しております。また、販売等においても、地場産業フェスティバルなどのイベントに出店していただき、町内産の花弁のPRに努めているところでございます。

次に、8点目の圃場整備の進捗状況であります。利根町での圃場整備完了地区は利根東部地区244ヘクタールが昭和60年に、利根地区279ヘクタールが平成16年にそれぞれ完了しております。

現在利根北部地区が経営体育成基盤整備事業として、平成21年3月31日に農林水産大臣から事業採択を受け、現在、事業が進められているところでございます。

この基盤整備事業でございますが、事業を実施するためには、土地改良法により地元農業者15人以上の申請者が必要であります。この利根北部地区につきましては、20人の農業者からの事業申請がありこれを受け、事業主体である県が農用地利用集積促進土地改良整備計画書を策定し、経営体育成基盤整備事業として実施するものとなっております。

農業生産基盤の整備を契機に、地域農業の中心的役割を担う経営体を育成するもので、事業完了時までには3割以上の農地の担い手集積を進め、認定農業者を30%以上増加させることが要件となっております。

事業実施につきましては、地区内面積が176ヘクタールとなるため、3工区に分割されております。三つの工区別の予定でございますが、第1期工事が平成22年度から26年度、第2期工事が平成24年度から29年度、第3期工事が平成27年度から32年度となっております。

事業計画では平成21年度に地区界測量、22年度に換地計画を進め、それが整った上で工事着工を見込んでおり、平成32年度には事業が完了する予定であります。

ただし、国の基盤整備予算である農業農村整備事業費の配分状況等によりまして、予定が変更になる可能性もございます。

続きまして、9点目の担い手の育成であります。農業者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加、国際化の振興等の中で農業経営に意欲と能力のある担い手の確保は極めて重要でございます。農業の担い手である認定農業者数は現在24経営体であり、今年度末には26経営体になる予定でございます。

平成18年には16経営体であった認定農業者ですが、5年間に10経営体ほど増加し、順調に増加の一途を推移しているところであります。

今後も食料・農業・農村基本法にある効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するという目標の達成に向けて、認定農業者の増加及び育成を図っていきたいと考えております。

本町では、平成18年2月、農協や関係団体を構成員にした利根町地域担い手育成総合支援協議会を立ち上げ、担い手の育成を本格的に開始しております。

この協議会では、平成19年度から21年度まで国からの支援を受け、担い手アクションサポート事業を実施しておりました。これは、担い手の確保、育成を加速的に推進するため、これまでの担い手向けの多岐にわたる支援体系を一本化し、担い手の育成を図るものであります。この事業によりまして税理士による税務研修会や、農政に係る資料提供、融資

のあっせん等を行い、担い手の育成を推進してまいっております。

本年度からは、国からの助成はなくなりましたが、町担い手育成総合支援協議会として、今後も担い手に対して、経営診断、農政の情報提供、経営体育成交付金等の補助申請サポート、農地利用集積円滑化事業での農地集積等の担い手育成支援対策を実施していく予定でございます。

最後の10点目の12月の議会でＴＰＰについて参加しないことを求める請願が提出され、採択されたが、町当局としてＴＰＰと農業問題についてどのように考えているのかとのご質問にお答えをいたします。

ＴＰＰにつきましては、昨年の10月、菅首相が新成長戦略実現会議で、ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ協定交渉）等、いろいろ呼び方はあるのですが、交渉等への参加検討を表明しました。しかしながら、このＴＰＰが原則として例外を認めない貿易自由化の協定であることから、政府内でもＴＰＰに対する意見が割れております。

政府の内閣府、農林水産省、経済産業省の3省が経済動向を試算しておりますが、その結果もばらばらとなっており、内閣府はＧＤＰが2.4から3.2兆円ふえるという予想しております。

また一方、経済産業省では、ＴＰＰに参加しないとＧＤＰが2020年までに10.5兆円減少すると予想をし、農林水産省では、他国からの安い農産物が大量に輸入されるため、日本の農家の多くが農業をやめてしまい、農業関連のＧＤＰが4.1兆円減少し、ＧＤＰ全体としても7.9兆円の損失になると予想を立てております。

このようなことから、ＴＰＰに加盟しても実際にどの程度利益、あるいは損失になるか、始まってみなければわからない面が多々あることも確かでございます。そして、自由貿易は世界の流れでもあるので、日本だけ鎖国を続けることは現実的に困難であるという見方もあります。

このようなことから、日本がＴＰＰに参加するような事態になったとしても、当町の農業が衰退しないような体制づくりが必要と考えております。

そのためには、現在行っております利根北部の基盤整備や担い手の育成、農地の集約化など、当町としてできることを一歩ずつ進めていくことが何よりも重要であると認識をしているところでございます。

議長（若泉昌寿君） 4番守谷貞明君。

4番（守谷貞明君） それでは、2回目の質問をいたします。

遠山町長は、常々利根町の基幹産業は農業であると言っていますが、私は本当にそうなのか疑問を抱いているのですね。利根町に初めて来たとき、大変のどかな田園風景が広がる自然に恵まれた美しい町だなと、この景色を見ていると、確かに私も利根町は農業の町だと思ったのです。しかし、農業が基幹産業であるとするならば、町を構成する幾つかの主要な項目で客観的に比較分析する必要があると思うのです。

まず、最も重要な項目が税収です。きのうの一般予算の町の説明によりますと、平成23年度の一般予算では、利根町の個人税収は8億1,114万円と見込んでいるとおっしゃっていましたね。この内訳をお伺いしたい。

1番目、兼業も含めた農業者の納税総額は幾らで、このうちの何%ですか。

専業農家の納税総額は幾らで、何%ですか。これはともに個人情報に絡むような部分があるとすれば、そこはカットして結構です。

3番目、去年、12月1日現在の利根町の人口は1万7,849人と発表されていますね。この人口の中で兼業を含めた農業者、家族も含めてこの人たちは何人ですか、何%を占めているのか。要するに就業者別の人口ですね。

4番目、同じことで専業農家の人口、これもどのくらいいるか教えてください。

なぜ私がこんなことを聞くかという、これは大変大事な数字なのです。この数字が町の現状をあらわすわけ。特に利根町の特徴、どんな性格の町なのか、この基礎データ、これを見ればすぐどういう町なのか一発でわかるのです。そのため大変重要なデータなので、ぜひお聞かせください。これがまちづくりのマスタープランや将来のさまざまな設計の基礎データ、参考データになるはずなのです。ですから、そういう意味で大変重要なので、ぜひ正確な分析データをお聞かせください。

2回目はそのことで終わります。

議長（若泉昌寿君） 暫時休憩します。

午後4時15分休憩

午後4時18分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

税務課長鈴木弘一君。

〔税務課長鈴木弘一君登壇〕

税務課長（鈴木弘一君） それでは、守谷議員のご質問にお答え申し上げます。

一応税務課としては、納税義務者数しか把握していないのですけれども、23年度では一応農業所得が出る人が45名で計算しております。45名で一応予算を計上してございます。

4番（守谷貞明君） 農業者の納税者という意味なの。

税務課長（鈴木弘一君） そうです。

それで、税額ですけれども、農業所得者では昨年と同じくらいで、大体年間70万5,000円くらいを予定しております。

4番（守谷貞明君） 農業者1人ですか、全体ですか。

税務課長（鈴木弘一君） 全体です。

議長（若泉昌寿君） 経済課長菅田哲夫君。

〔経済課長菅田哲夫君登壇〕

経済課長（菅田哲夫君） それでは、守谷議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほど専業農家の人口ということでございましたのですが、人口の方は手元にございませんので、戸数でよろしいでしょうか。

4番（守谷貞明君） 兼業もね。

経済課長（菅田哲夫君） 専業農家の戸数でございますが、48戸でございます。このデータでございますけれども、2010年の農林業センサスのデータでございますので、そのようなデータです。

4番（守谷貞明君） いつの。

経済課長（菅田哲夫君） 2010年の10月1日のデータかと思えます。ちょっと確認できなくて済みません。

それから、もう一つ、その前にご質問されました兼業を含めた農家数ということで、こちらは全農家数が586戸ございまして、そこから専業農家を引きますと538戸ということで、538戸になろうかと。

議長（若泉昌寿君） 4番守谷貞明君。

4番（守谷貞明君） 1回目の質問のときの答えと総戸数ということになってしまったので、私が知りたかった人口がわからなかったので大変残念なのですが、基本的なデータとしてこういうものは統計が必要なので、基礎データとして今後とっておくように、ぜひしていただきたいと思えます。これをつくるだけでそんな大した手間暇かからないので、これが町のさまざまな将来設計だとか、町の今後のランドデザインを描くときに必要になってくるデータなので、ぜひとるようにしてください。お願いいたします。

今、大体僕が予想していた数字なのかなというので、戸数、人口についてはそんな程度だろう。ただ驚いたのが納税額なのですね。これは僕が想像していたものの約10分の1ぐらい、ぎょっとしました。

45名の農業者の方が全体で今年度納めるであろう税金が75万円だということですね。利根町の23年度の税収は、繰り返しますが8億1,114万円、この中の75万円の方が農業から得たお金で税金を納めていると。利根町はこういう町なのですね。これで皆さんがおっしゃっているように、利根町の基幹産業が農業といえるのでしょうか。

税制面で見ますと、別にたくさん納めたから偉いとか、偉くないとかということをおっしゃっているのではなくて、数字だけを言っているのですね。税制面で農業が基幹産業であるというならば、50%とは言わないまでも、30%、40%の税収を農業が稼ぎだして納めているということが、普通、農業が基幹産業という場合には必要だろうと思っております。

逆に、今いただいた答えから言うと、到達する答えは、逆に言うと、圧倒的多数は一般企業に勤めている勤労者、利根町の勤労者の税収によって支えられている町なのですね。勤労者、商工者。もし皆さんがおっしゃっているように基幹産業が農業だというのであれば、農業を基幹産業に育てる努力をしなければいけないですね。これが大事なのです。

よ。

現状でいつも私が思っているのは、家業としての農業、自給的な農業、こういうことから脱皮して産業としての農業に変えなければならないです。農業で豊かな生活ができ、つまりもうかる農業にしていかなければ担い手も育ちません。農業を継ごうなんて思わないんです。

現状のままですと、先ほどTPPについて町長おっしゃっていましたが、日本の農業はTPPに参加しようが、しまい、このままいったら残念ながらどんどん衰退していつてしまいますね。この間も、僕は農業問題について最近非常に熱心にやっていて、農水省の連中と電話で話しました。最大の問題は、若い人が、担い手が育たない、だから高齢化率が高くなる。その象徴が、定年になると定年帰農というのですね、この役場の職員の中にもいると思うのですが、そういう方が多いのですね。だから、60歳で定年になって家業の農家を継ぐ、そしてやることは何か、自分が食べる野菜、米づくり、これで世界と競争できますか。こういう農業をやっている間はだめなんです。

どうしてこうなったか、これは国の政策なのですね。先進国で主な農業国はアメリカ、オーストラリア、フランスなのですね。ここの農業というのは、ほとんどが専業農家です。そして規模も大きいです。そして、国がその人たちに日本の何倍もの直接支援、金をどんどん与えているのです。バックアップしています。フランスなどすごいお金を与えています。

専業農家にたくさん金を与えて、日本はその人と価格競争できるわけないです。だから、彼らと戦うためには、日本の専業農家を今の2割から2倍、3倍ふやす必要があると思うのです。そのためには、国が思い切った政策をとって効果的な農業育成策をやらなければならないと思います。でもそれを歴代の政権全部怠ってきました。選挙の票目当てでばらまいたり、猫の目行政を長年続けて、こういうことから決別して抜本的な対策を講ずる必要があります。

これは国の問題なのですね。ここで論じてもしようがないのですけれども、そこで、僕はいろいろ調べて、最近、魚沼コシヒカリってなぜこんなに有名なんだろうと思ひましてちょっと調べました。そこで、この魚沼コシヒカリというのが自助努力で農業をビジネスに成功させた。農業を産業として、ビジネスとして成功させたのですね。

新潟県と魚沼市に電話で連絡、いろいろしつこく話を聞きました。結論から言うと、魚沼コシヒカリなんて、最初は有名でも何でもなくて、ブランドでも何でもなかったのだそうです。新潟県と魚沼市が10年以上連携プレーを一生懸命やって、これをブランド米に育てて日本一有名な米にしたんですね。

では、どういうことをやったのですかと聞いたのです。まず最初にやったことは、環境整備、いい米をつくるための支援をした。徹底的にそれを行った。だから、専門家も交えて圃場整備ですか、畦道とかいろいろなことを言っていました。僕は頭ができ悪くてほと

んど忘れてしまったのですけれども、要は環境整備を徹底的に、人、物、金をつぎ込んだ。そしてある程度いい米が、うまい米できたとき自信が持てたときに何をやったか、次、販売促進。販売戦略を考えた。どうしたら有名にして売ることができるのだろうと。JA、県、魚沼市、この三者一体になって、それから、生産者を交えて何したと思いますか。はっぴつくって、のぼりつくって、旗つくって、銀座のホコ天に行ったのですよ。皆さんそれを多分テレビのニュースで見ていると思います。僕は見えています。

そこで米を配って、パンフレットを配って、こういう環境で米をつくったんだと、米も配った。そうしたらもっと大事なことは、炊きたてのご飯を食べさせたのですね。こんなにうまいんだよ、生米では味やうまさはわからない。生米も当然配るんだけれども、このすごさというのは、最初から炊飯器を持って行って手間暇めっちゃかかるのですけれども、炊いた米を食べさせたのですよ。

それで、それに、新潟県も魚沼市もだんだん利口になってきて、ときどきちょっとしたおかずをつけてあげる。おにぎりつくってあげる、それを銀座のホコ天だとか、東京の目抜き通りで年3回ぐらい、ときによっては4回、三、四年繰り返した。

さらにもっとやったことは、今でもやっているのですけれども、アグリフード店というのがあるのですね。農業産品店というか、アグリフード店、アグリカルチャーのアグリですから農業なのですけれども、これが東京とか大阪とかいろいろなところで、全国であるんです。ここに必ず参加するのです。必ず毎年、今でもやっています。必ず行きます。それは町の職員、生産者、JA、みんな行くのです。何しに行くのと言ったら、宣伝に、PRに行くんですと、今つくっている米、佐原米というのがあるそうなのですけれども、これは新潟県の中山間地で作っている棚田ですね、棚田でできたうまい米があると。これは温度差があるからめっちゃくちゃうまい、佐原米というのをつくって、今度はそれもやるんだと、今やっているそうです。

あちこち行って、はっぴ着て、のぼり持って、旗持って、それで米炊いて食わせて米を配っている。こういう努力をやっているのですね。そういうことを10年やって、魚沼コシヒカリというのが日本一のブランドになった。そういう話を聞きました。

それで、TPPについてどうなっているんでしょうねと聞いたら、これが意見分かれているの不思議だな、生産者で賛成している人がいるというのですね。おれたちは関係ない、絶対負けない、自信を持っているのですね。国内でも売れている。つくるそばから大体販売が決まっている。これお米屋さんもそうなんだけど、それから、つくった人が自分でいろいろインターネットを通じて売ったりいろいろ努力している。そうやってJAももちろん高く努力して、でもブランドになったからJAはほかのところより高く売っていますよね。当然。ですから、こういういい方向にどんどん展開しているのですね。

ですから、ぜひ利根町もこういう新潟県、魚沼市がやったようなことを、茨城県も全国で5番目の、さっきここに出しました表があるでしょう。全国第5位の米の生産県なので

すよ。いい米つくっているのです。利根町いい米つくっているんです。じゃあ売るための努力、宣伝、これを県と町とタッグマック、それから、JAを交えて、さっき農産物直売所でJAとの雰囲気、高橋議員の話聞いていたら、余り協力体制をとれそうもないので僕は不安になっているんだけど、そんなことでいいのかと。

みんなが一致協力して、こういうイベントをしかけて、あちこちで、茨城県利根町の米、さっき言った何ですか、町長が言っていた「とねの舞」、だから踊りもつけて「とねの舞」というのであちこちで宣伝されたら、ひっかけて踊りもつくってやったらどうなのかなというくらい思うのですけれども、そういう意味でもっともっと努力すれば、利根町の農業も捨てたものでもないと思っているんです。

最近僕が一番ショックを受けたのは、きのう予算説明の中でありました一千数万円が廃止になりましたね。アンテナショップ、撤退しましたね。これが非常にショックを受けました。なんで、利根町の基幹産業は農業でしょう、都内にアンテナショップを何で出さないの、何で撤退してしまうの、これが僕には理解できません。本気でやる気あるんですかと思っているのです。どうしてか、なぜ撤退したか、その最大の原因は業者に丸投げなんですかね。

町長の答弁、なぜアンテナショップ撤退するのですかと言ったら、引き受ける業者がない、だから撤退する。なぜ業者に任せるのですか。そこが、僕は問題だと思うのです。

なぜ利根町の職員は手を挙げておれがやると。新潟県、それから、海士町、魚沼市、町おこしに成功したところは、みんな職員がやっているのですよ。職員が汗かいて必死になって寝食忘れてやっているのです。失敗したっておれ責任とると、そんなの覚悟。だけれどもっと偉いのは、そんなことお前しないでいい、おれが全部責任とるからと、町長が一番トップがやるんです。トップがおれが責任とるからお前は思う存分働けと、それでアンテナショップを都心につくったら、そこに二、三人の職員を派遣して、向こうにアパートを借りても構わないし、1,000万円なんてけちなこと言わないで、2,000万円ぐらいの予算をつぎ込んで、徹底的にお前たち3年間かけてこの米を、野菜も有名にしろと、それが君たちの仕事だと、頑張ってくれよと、失敗したらおれが責任とるという話が聞いたら、僕はなるほどやる気があるんだなと思いますけれども、業者に丸投げ、引き受ける業者がいなかったから撤退します。こんな安易なやり方でいいんですか。

これ非常に安易すぎると思う。なぜ、失敗したら責任とりたくない、とれない、役場の職員はみんなそう思っているのでしょうか。一人くらい手を挙げる人がいてもいいんじゃないのかな、もしいなかったらこの町はどうなってしまうのだろうと、非常にショックを受けています。

そんなときにある、皆さんの先輩に当たる方、元役場の幹部の方ですね、お話する機会があって話をしました。実はアンテナショップが撤退して私ショックを受けているんだという話をしたのです。そうしたら、守谷さん、そんなの当たり前だよと、おれもこの間、

役場に行ったんだよ。利根町役場、静かでしーんとして、余り活気がないのでびっくりしてしまった。なぜこんなになってしまったのだろうと嘆いているのですね。

彼が言ったのは、牛久市だとか龍ヶ崎市とかいろいろなところに用事があって、顔の広い人であちこち行っているんですが、行くと、牛久市などどんなご要件でしょうかと聞いてくると。お年寄りがうろうろしていることはない。入っていくと、どんなご要件で来ました、ああそうですか、では申請書はここですよ、終わると、お金を払う場所はここですと、龍ヶ崎市でもそういうふうに案内されてびっくりしていると、利根町にはだれ一人出てこない。みんな席に座ってパソコンを見ているんだと、だれ一人来ないじゃないかと、だから、根本的に考え方が違うんだなと言っていました。

僕もそう言われると、そうか窓口業務もそういうふうに違うのか、サービスがそこまで利根町はないのかということで、本当にショックを受けました。

そこで冗談に、だったら1人1台のパソコンなんてやめちゃえばいいんだ、あんなの本当に全員に1台ずつ必要なのかどうか、これどうなのだろう。僕はこれは前にも本会議で質問したことがあるのですね。全員が1人1台ずつパソコンを持っているけれども、本当に必要なのか。

そうしたら元役場の先輩は、部署で三、四台、また大きな部署で作業量が多いところにとっては四、五台必要かもしれない、だから部署によって台数が異なるけれども、1人1台全員に必要なことはあり得ないと申ししていました。

そこでお伺いいたします。今後、窓口業務の改善、どのようにしたらいいと思うか、その辺の具体策をお願いしたい。お聞かせください。

それから、パソコンが利根町の役場職員、業務を遂行するのに1人1台ずつ絶対に必要なのかどうか、その具体的な理由を示してください。

何で1台ずつ必要なのか。皆さんパソコンを見ているのですよ。仕事をやっている、一見やっているふうなのですよ。これは大問題なんだ。こういうことも改善しなければいけない。改善するところはいっぱいあると思うのです。

ですから、利根町の再生のために、先ほど来、ぼくは本当に利根町再生、財政再建いろいろの意味で再生してほしい。大好きなの。この立派ないい町なのよ。ですから、例えば農産物直売所に関してはどういうふうに運営、管理運営するか、これ最後は人なのですね。ですから、先ほど来、経営体系をどうするかということがありましたね。主体を、ですから、人の問題をどのように考えているのかお聞かせください。

ですから、僕が聞きたかったのは、窓口業務をどうするんですか、サービス、それから、1人に1台のパソコンは必要ですか。

議長（若泉昌寿君） 守谷議員、通告に入っていないんだよね。

4番（守谷貞明君） あとは農産物直売所、この主体、経営主体の問題も大事けれども、利根町の役場職員がどのようにかかわっていくのか、そのところをお聞かせくださ

い。

以上で、3回目の質問を終わります。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 農業関係のご質問なので、アンテナショップの件に関しましては、あれは各自治体でやる事業ではございませんので、各自治体が、市町村ですね、都道府県も含めてですけれども、自治体が国の予算を使って補助金を、事業補助をいただいて事業者、または農業者にやらせる事業ということでございますので、幾ら町でアンテナショップをやります、やりますと言っても、それについての補助事業ではございませんので、そのことはご理解をいただきたいなと。

4番（守谷貞明君） そうでなく、1人でやればいいんですよ。

町長（遠山 務君） アンテナショップと言うから、私もアンテナショップ、ああいう形で補助金を県の方へ返還しましたけれども、大変残念に思っております。ただ、自治体でやる事業ではないということは理解をしていただきたいと思います。

それと、今、通告制にないものは答弁しないということなので、今度機会があったらまた一般質問の中で答弁したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

4番（守谷貞明君） 農産物直売所、役場職員どうなんですか。

かかわるのかということなんです。

議長（若泉昌寿君） 直売所に関しては。

4番（守谷貞明君） それが農業問題なのです。農産物直売所というのはでき上がった農産物を売るわけだ。

議長（若泉昌寿君） それはわかりますけど、農業問題、直売所に関しては通告に入っていないでしょう。

4番（守谷貞明君） 入っていない。でも農業の関連質問ですよ。

議長（若泉昌寿君） 町長、答弁しますか。町長の考えで結構です。

4番（守谷貞明君） 経営主体ということは、皆さん聞いていたけれども、僕は役場職員が経営主体とどのようにかかわるのか、役場の職員は全く問題だと、要するに……。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 役場の職員がどうかかわるかということでございますが、今、まちづくり推進課の方で直売所の方も計画しているわけでございますが、そこへ町の職員が最終的にはかかわらない、最終的にはかかわらない、町の職員がかかわるのは立ち上げまで、そのように今のところは考えております。

議長（若泉昌寿君） 守谷貞明君の質問が終わりました。

議長（若泉昌寿君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
明日は午前10時から本会議を開きます。
本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

午後4時44分散会